

# 共産党要望項目一覧

平成26年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【東日本大震災からの復興と災害対策】</b></p> <p>(1) 被災地の住宅・医療・介護・子育て・営業等の支援制度の拡充を求めると同時に、鳥取に避難している被災者への生活・住宅支援を継続・拡充すること。避難者の場合は近くに頼れる親族がおらず、生活費支援は重要である。また、医療費・保育料・就学支援を継続・充実させること。就労支援を強化すること。</p> <p>(2) 県被災者協議会の被災者雇用を継続すること。</p>	<p>国の復興支援策については、国が被災地の実情を調査し国の責務として実施されるべきことであり、県として要望は行わない。</p> <p>県内避難者に対しては、生活再建のための支援金の支給、県営住宅等の提供や、子どもの医療費、保育料、就学支援などについて継続することを、当初予算で検討中である。</p> <p>就労支援については、ミドルシニア仕事ぶらざにおいて、年齢を限定せず被災者の就職相談に応じるところであり、引き続き実施する。</p> <p>県内避難者のための相談窓口の開設や交流会の実施等を、避難者等で構成する「とっとり震災避難者支援連絡協議会」へ委託する経費についても、当初予算で検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災避難者生活再建支援事業 10,974千円</li> <li>・東日本大震災避難被災者生活支援金 3,611千円</li> <li>・被災者向け民間賃貸住宅借上げ事業 888千円</li> <li>・東日本大震災等により被災した幼児児童生徒に対する就学支援事業補助金 1,364千円</li> <li>・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 (私立幼稚園東日本大震災被災園児保育料軽減事業) 205千円</li> </ul>
<p><b>【憲法・民主主義・平和・外交・防衛】</b></p> <p>(1) 特定秘密保護法は昨年暮れに可決されたが、その後も秘密保護法に対して、有識者、科学者や文化人をはじめとして7割をこえる国民が反対し、危機感をもっている。安倍首相みずから「説明が足りなかった」とのべていることは、この法律が国民合意を得ていない証拠である。憲法と相いれない秘密保護法の廃止、執行凍結を求めること。</p> <p>(2) 安倍政権は、実際の犯罪行為がなくても「2人以上で話し合った」だけで処罰する共謀罪の新設を狙っているが、中止を求めること。</p> <p>(3) 憲法・「集団的自衛権」問題 安倍政権は、憲法の解釈改憲による集団的自衛権行使、さらには憲法第9条第2項を変えて、「国防軍」をつくることを政治日程にのせることを公言している。すでに、外交・安保政策の「司令塔」となる国家</p>	<p>国会の議論を経て可決されたばかりの法律であり、県民の権利が制約された実例もないため、県として法律の廃止や執行凍結を求めることは考えていない。</p> <p>国において、国民の権利・自由が過度に制約されることのないよう配慮して、慎重かつ十分な議論を行い、国民の理解と納得を図っていただきたい。</p> <p>国政の場において十分議論をつくり、国民的理解を大切にしながら、慎重な対応を図っていただきたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>安全保障会議（日本版NSC）法と、「国民の目・耳・口をふさぐ」秘密保護法を強行し、それに続き「国家安全保障戦略」を閣議決定し、新「防衛計画大綱」、新「中期防衛力整備計画」を策定した。更に通常国会で、集団的自衛権行使を現実のものとする「国家安全保障基本法案」の成立を狙っている。これら「戦争する国づくり」に反対すること。武器輸出禁止三原則の堅持を求めること。</p>	
(4) 米軍基地・米軍再編・米軍機飛行問題・オスプレイ	
<p>①日本政府及び米国政府に対し、鳥取県と県内関係市町村が共同で、米軍機低空飛行訓練の抗議と中止を求めること。</p>	<p>県では、米軍機低空飛行の目撃情報の都度、被害など目撃情報を含め、市町村から県及び中国四国防衛局美保防衛事務所へ報告し、さらに、県から外務省（北米局日米安保保障条約課 日米地位協定室）に対し、低空飛行訓練の中止等、適切な措置の要請を行っている。</p> <p>今後も引き続き、市町村と協力した監視体制を継続し、目撃情報の都度、迅速に適切な措置を求めていく。</p>
<p>②鳥取県がこれまで幾度も抗議や中止を申し入れてきたにも関わらず、防衛省は「鳥取県からの苦情はゼロ」とカウントしている。「情報提供」というかたちでなく、中四国防衛局経由の「苦情」であり、米軍が認めた場合しかカウントされていないことが明らかとなった。政府に正確に状況を認識させるためにも、今後県は、外務省だけでなく、中四国防衛局にも「苦情」として通報し、米軍に確認・照会を求め、その結果を県に連絡するよう求めること。また、行政の正式な情報提供や中止要請もカウントするよう求めること。</p>	<p>県では、米軍機低空飛行の目撃情報の都度、被害など目撃情報を含め、市町村から県及び中国四国防衛局美保防衛事務所へ報告し、さらに、県から外務省（北米局日米安保保障条約課 日米地位協定室）に対し、低空飛行訓練の中止等、適切な措置の要請を行っている。</p> <p>その上で、低空飛行による騒音など生活に支障をきたすいわゆる「苦情」レベルまでいけば、中国四国防衛局から米軍に対して、飛行事実の確認とともに、場合によっては訓練ルートの変更の申し入れがなされることとなっており、今後、対応を検討する。</p>
<p>③米軍機低空飛行訓練ルートの情報提供を求めること。</p>	<p>オスプレイの飛行訓練が行われる場合には、速やかに関係自治体に情報を提供することや、日米両政府が合意している飛行高度の順守など、安全に万全を期すことを米軍に働きかけるよう、知事が4月24日に防衛省、外務省に対して要望を行った。また中国地方知事会としても、飛行訓練の事前の情報提供を求める要望を6月21日に行ってきた。</p>
<p>④島根県浜田市に騒音測定器が設置されたように、鳥取県でも米軍機の飛行実態調査を国の責任で行うよう求めること。また鳥取県としても、騒音測定器や監視機の設置、監視員を配置すること。</p>	<p>住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど国の責任において実態把握をし、また、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には国に適切な財源措置を講じるよう、中国地方知事会として6月21日に要望している。</p>
<p>⑤島根県対策協議会の例に学び、鳥取県でも関係市町村と一緒に「対策連絡協議会」を設置し、県民運動を</p>	<p>県では、米軍機低空飛行の発生の都度、目撃情報や被害情報を市町村から県及び防衛省へ報告し、県から外務省へ低空訓練の中止等、適切な措置の要請を行うシステムを確立・運用しており、関係市</p>

要望項目	左に対する対応方針等
組織すること。	町村から要望もないことから、協議会の設置は考えていない。
⑥沖縄名護市長選挙は新基地建設反対の稲嶺市長が再選された。米軍再編の名護市辺野古沖への新基地建設、厚木基地空母艦載機部隊の岩国基地への移転配備、及びオスプレイの配備・計画に反対すること。普天間基地の無条件撤去を求めること。	国全体で沖縄の負担軽減などについて今後議論がなされようとしている。全国知事会としても、沖縄の負担軽減対策について具体的な案が示されれば、検討に応じることとされている。これらは、防衛、外交に関わる国本来の課題であり、その議論の行方を注視していく。
(5) 美保基地 防衛省が次期輸送機として開発をしている航空自衛隊のC-2輸送機で、機体の強度を確認する試験中に貨物の積み降ろしに使う扉が破損するなどの不具合が見つかり、来年度予定されていた美保基地への配備が遅れる可能性が出ている。機体の後部にある貨物の積み降ろしに使う扉や、胴体の一部が破損する不具合が見つかったということだが、これまでも予定より3年延期されており、輸送機としてその危険性が心配される。輸送機は民家や保育園上空も飛ぶ予定であることから、配備中止を申し入れること。	次期輸送機C-2への機種変更にあたり、自衛隊航空機の安全運航に万全を期すことなどを条件に変更を了承しているところであり、配備中止を求める考えはない。 今回の不具合についても、徹底的な原因究明を行い、万全の対策を取るよう要請している。
(6) 日米安保条約は、不平等なアメリカいなりの大元であり、アメリカの戦争への協力を強いられるものである。日米安保条約を廃棄し、対等・平和な日米友好条約を結ぶよう求めること。そのことにより基地問題、米軍機・オスプレイ訓練の解消につながる。	外交・防衛は国の専権事項であり、国政の場において、国民の生命・財産を守ることを第1にしっかり考えていただきたい。
(7) 核兵器廃絶 2010年NPT再検討会議では核兵器禁止条約の国際交渉を行うことが確認され、昨年12月の国連総会では核兵器を禁止・廃絶の包括的な条約の「早期締結」が決議された。しかし日本政府は決議に棄権し被爆国政府としてあるまじき態度をとっている。全自治体非核宣言している鳥取県として、核兵器廃絶の立場に立ちきるよう政府に求めること。	国において、北朝鮮の核開発など安全保障環境の変化や国民感情も踏まえ、慎重かつ十分な議論を行い、国民の納得を得て行っていただきたい。
(8) 靖国参拝・歴史認識 安倍総理が靖国神社を参拝したが、靖国神社は、戦争中は国民を戦争に動員する役割を果たし、現在も、過去の軍国主義による侵略戦争を、“自存自衛の正義	総理大臣や閣僚の護国神社参拝については、参拝される方の判断により行われるものであり、護国神社参拝をやめるよう求めることは考えていない。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>の戦争”、“アジア解放の戦争”と美化し、侵略戦争を引き起こした罪に問われたA級戦犯が合祀されている特殊な施設である。総理の参拝は、過去の侵略戦争を美化する立場に自ら身を置くこととなり、戦争を断罪してスタートした戦後の国際社会と絶対に相いれることはできない。環日本海交流をめざす鳥取県の取り組みにも水を差すことになる。総理や閣僚の靖国参拝をきっぱりやめるよう強く求めること。</p>	
<p>(9) 核・ミサイル・拉致・過去の清算などの諸懸念の包括的解決を図ることを宣言した「6か国協議」の再開によって、北朝鮮による拉致問題の解決を求めること。</p>	<p>北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害である。本県出身の松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、拉致問題を完全解決することを国に対して様々な機を捉え要望している。</p>
<p><b>【雇用・賃上げ】</b></p>	
<p>(1) 「内部留保の活用で賃上げを」と、経済界に正面から求めるよう国に要望すること。</p>	<p>「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の場などで、安倍首相が直々に経済界に対し内部留保活用も含めた賃金上昇に向けた取組を希望する趣旨の発言をしているとのことである。</p> <p>また、平成25年12月20日付けで、内閣総理大臣、日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭、日本労働組合総連合会会長等の間で、賃金上昇に向けた取組をはじめ、経済の好循環実現に向けて政労使一致協力して取組むことについて文書が交わされている。</p> <p>以上を勘案し、今後とも、賃金上昇に向けた取組状況を注視していく。</p>
<p>(2) 最低賃金の引き上げを求めること。中小企業への支援とセットで時給1000円以上となるよう政府に求めること。</p>	<p>新たに国が創設する「地域人づくり事業」（基金）において賃金上昇を含めた処遇改善の事業を実施していくことを検討しており、最低賃金の引上げを政府に求めることは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】（緊急雇用創出事業）人づくりによる経済成長戦略推進事業 50,000千円</li> <li>・（緊急雇用創出事業）人づくりによる経済成長戦略推進事業 399,600千円</li> </ul>
<p>(3) 公契約条例を制定し、官制ワーキングプアをなくすこと。県職員・教職員の非正規雇用をなくす方向に足を踏み出すこと。県職員の削減計画を中止すること。</p>	<p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などに係る問題点があり、むしろ国が例えば公契約法というようなものによって制度設計をすることが適切と考える。</p> <p>平成21年に本議会で公契約法の制定を国に求める意見書を採択されたが、現在、全国の過半数の都道府県で公契約法の制定を求める意見書を採択している。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き国や他の地方自治体の動向あるいは検討状況を注視していきたい。</p> <p>県職員の非常勤職員等は、業務内容などを精査した上で配置しているものであり、効率的な県の行政体制のために、引き続き柔軟な雇用形態を活用することが必要と考えている。また、教職員についても、学校統廃合や児童生徒数の減少に伴う定数減に対応するなど教職員定数を管理する上で、非正規の教員をなくすことは困難である。</p> <p>県職員の削減については、将来に向けて持続可能な県の行財政運営とそのためスリムな組織体制は、県民からも求められているものであり、現在進めている定数管理の計画を中止することは考えて</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	いない。
(4) 派遣を無制限に広げる労働者派遣法見直し、解雇自由の「限定正社員」制度、残業代ゼロ「裁量労働制の拡大」に反対し、直接雇用や正社員を増やす改革を国に求めること。	労働法制に関する見直し等は、現在、国において議論されているところであり、県としてはその状況を見守ることとし、国に求めることは考えていない。
(5) 解雇規制法の制定を求めること。	解雇規制については、労働契約法のほか、男女雇用機会均等法等の個別法でも解雇の制限をしているところであり、法律の制定について国に求めることは考えていない。
(6) 厚労省・労働局の「ブラック企業調査」によって、県内46事業所で指導監督が行われ、鳥取の違反率87%は全国違反率82%を超え、違反率が高かったのは、労働時間58.7%、健康診断47.8%、割増賃金30.4%、安全衛生管理体制21.7%、賃金台帳17.4%、労働条件明示13.0%であり、労働時間に対する違反は全国43.8%より15%近くも高くなるなど深刻な実態である。県が経済界に改善の申し入れを行ったが、県に労働相談窓口を設置し、改善されない企業名および、離職率が高い企業名を公表するよう求めること。	労働相談窓口については県内に中小企業労働相談所（みなくる）を設置し、労働相談に応じている。事業所への指導・監督は国が所管しているところであり、企業名の公表については、国において判断されるべきと考える。 ・ 勤労者福祉事業費（中小企業労働相談所設置事業） 24,973千円
<b>【税制・財政・無駄づかい是正】</b>	
(1) 県民のくらしと営業、税収に深刻な悪影響を与える4月からの消費税8%への増税に反対すること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題であること、また、4月からの消費税率引上げは、政府において経済情勢を見極めた上で適切な判断が下されたものであることから、消費税増税に反対するつもりはない。 なお、本県では、政府において打ち出された生活弱者対策を含む景気の腰折れを防ぐ「好循環のための経済対策」について、地方にも実効性のある対策が講じられるよう国に要望するとともに、国・民間団体と連携して消費税増税に想定される様々な悪影響を緩和し、県内経済・雇用の安定、持続的成長を図る上での対策を講ずるため、昨年12月に「消費増税対策本部」を設置し、国や県等が実施する施策の広報や相談対応等に取り組んでいる。
(2) 生活困窮の場合の課税の猶予・免除は納税者の権利であり、「申請書」を納税者に渡すこと。差し押さえ禁止財産の差押え実態調査の結果を公表すること。	納税交渉の過程において、納税が困難な特段の事情があると推察される場合は、地方税法の徴収緩和措置の適用を検討することとしている。その際、納期内に納税した納税者との公平性を損なうことのないように、債権、動産、不動産、その他財産など納税資力等について、十分な調査を行った上で徴収緩和措置の適用を判断すべきであり、滞納者に一律に申請書を渡すことは適当ではないと考える。

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>なお、納税交渉の過程で、徴収緩和措置の適用のほかに、税務職員が滞納者に相談窓口の案内をするなど、行政として取り得るべき対応策について、関係部署との連携を心がけている。</p> <p>また、差押禁止財産の振込日の差押えについては、実態調査の結果を公表する予定である。</p>
<p>(3) 人権無視の取り立て強化につながる鳥取県地方税滞納整理機構を廃止し、県・市町村それぞれの担当部署による丁寧な相談・折衝を行うこと。そのためにも県職員一人当たり約1000人も担当するほどの人員不足の解消をはかること。</p>	<p>鳥取県地方税滞納整理機構では、貴重な自主財源である地方税の確保について市町村等と共同して、重複事務の解消など効率的な滞納整理に取り組んでおり、機構を閉鎖することは考えていない。滞納整理においては、滞納者と接触する機会を設け、個別事情を十分に把握するとともに、滞納者の実情に寄り添った徴収緩和措置の適用などを行っており、今後とも県と市町村のさらなる共同処理の推進などにより徴収業務の効率化を図り、丁寧な相談対応などを行っていく。</p>
<p>(4) 家族従業者に支払った賃金を「損金」扱いすることを認めていない所得税法56条を廃止し、家族の働き分を経費に認めるよう求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと思料している。</p>
<p>(5) 山陰新幹線整備計画は中止すること。</p>	<p>山陰新幹線（大阪ー下関）は、昭和48年に全国新幹線鉄道整備法に基づき、国が基本計画路線として決定したものであるが、その後全く進展も無く今日に至っている。</p> <p>しかしながら、大規模災害に対する備えや地域振興を考えるうえで、新幹線に限らず鉄道の高速度・利便性向上を考えていくことは重要であり、山陰、鳥取県にふさわしい整備のあり方について検討を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山陰新幹線等高速鉄道網のあり方検討事業 2, 559千円</li> </ul>
<p>(6) DBSクルーズ社の貨客船へのこれ以上の運行支援はやめること。貨客船ターミナルの新設計画は中止すること。</p>	<p>国際定期フェリー航路は、外国人観光客の増加、県内企業の国際物流競争力の向上など、地域経済の発展を支える重要なインフラであるが、航路の安定化が見通せる段階に至っていない。</p> <p>航路運航の維持、安定化により、さらなる地域経済の発展につなげていくためには、引き続き支援が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環日本海圏航路就航奨励事業 35, 100千円</li> </ul> <p>境港は、大型クルーズ船の需要に応え、旅客・貨物の増大及び複合一貫輸送に対応した岸壁確保が求められている。さらに、災害時の人流・物流の代替港湾として高いポテンシャルを有しており、貨客船ターミナル整備は、竹内南地区の賑わい創出と防災拠点機能の強化の実現に不可欠と考えている。</p>
<p>(7) 県民ニーズが低く、搭乗率が上がらないソウル便への支援は廃止も含めて抜本的に見直しすること。</p>	<p>米子ソウル便については、山陰と北東アジアを結ぶ唯一の定期航空路であり、本年度、就航以来の日本人搭乗者数が25万人に達したほか、韓国内で鳥取が「温泉観光地」としての知名度が向上しツアー客の来県が増えるなど、交流や観光の基盤として重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、政治経済上の動きや自然災害などの影響もあり、未だ安定した路線とは言えないのが事実であり、今後、鳥根県とも一層の連携を図り、山陰国際観光協議会をはじめとした官民が参画・協働して韓国、日本双方からの利用促進を強く推進することにより、今後の路線自立を目指して行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際航空便利用促進費（定期便） 86, 793千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
(8) 「まんが王国とっとり」推進は中止すること。	<p>「まんが王国とっとり」推進については、建国2年目を迎え、北栄町 JR 由良駅の愛称化、観光案内所整備など、「名探偵コナン」を活用したまちづくりが本格化、「Free!」の舞台となった岩美町は、聖地巡礼で多くの若者が訪れ非常に人気が高いなど、県内で様々な芽生えがみえてきており、これら、元気でやる気のある地域・団体へ積極的な支援を行い、県の取組と一体となって「まんが王国とっとり」の聖地化を促進していく。</p> <p>また、昨年10月に東京・秋葉原に開設された「まんが王国とっとり秋葉原倶楽部」への支援、県内の事業者がコンテンツを活用したビジネスにチャレンジすることを支援するなど、コンテンツ産業の創出・育成・振興を継続して推進していく。</p> <p>さらに、まんがの持つ「わかりやすさ」、「親しみやすさ」を活用し、行政施策のPRを行うとともに、県内がまんがであふれるまちづくりに取り組む。</p> <p>・まんが王国発ソフトパワー事業（まんが王国官房） 247,793千円</p>
(9) 県財政が不安定な現状で、県立博物館・美術館の新築はやめること。	<p>県立博物館は、開館40年を経過し、施設の老朽化とともに収蔵スペースの狭隘化や駐車場不足の慢性化など多くの問題があり、根本的なあり方を検討すべき時期に来ている。そのため、平成26年度においては、検討委員会を設け、これまでの活動の検証・評価を行うとともに、問題点・将来的課題の整理を行う。</p> <p>また、当面現在の建物を利用する必要があることから、今後の保全整備計画の策定に向けた建物の劣化状況調査を実施することを検討している。</p> <p>・今後の博物館のあり方検討事業 2,404千円  ・博物館運営費（博物館本館劣化状況診断委託） 15,730千円</p>
<b>【社会保障・福祉・くらし・住宅】</b>	
(1) 生活保護	
①憲法25条を踏みにじるこれ以上の生活保護費の引き下げの中止と、削減分を元に戻すよう求めること。削減の影響が他制度に及ばないようにすること。老齢加算の復活を求めること。	<p>生活保護基準については地方の実態を十分考慮すること、今回の見直しに伴う影響が他制度へ及ばないように他の省庁と連携して対応すること、消費増税が実施された場合には、生活保護基準においても影響を十分考慮し、適切に基準に反映することについて平成25年7月及び11月に国に要望を行った。</p> <p>なお、生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止や老齢加算の復活を求めることは考えていない。</p> <p>また、生活扶助基準の見直しに伴う影響を受ける可能性がある制度・事業については、国においてもできる限り影響が生じないように全閣僚で確認されているところであり、本県においても、平成25年2月、5月及び9月に各市町村に対して、国の趣旨を踏まえた対応について配慮するよう通知を行った。</p>
②親族の扶養を義務化する生活保護制度改悪の実施の中止を求めること。	<p>生活保護制度については、必要な人に必要な保護を行うという原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度及び基準となるよう平成25年7月に国へ要望を行った。</p> <p>また、生活保護法の改正にあたっては、要保護者に過度の心理的な負担を与え、結果的に真に必</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>要な人が申請を断念することにならないよう検討すること（保護申請時に必要書類の提出が必須であると思われないように配慮すること、扶養義務者への通知について強制力をもって一律に取り扱うことのないよう配慮すること）も平成25年7月及び11月に国へ要望した。</p> <p>なお、平成25年12月6日に成立した「生活保護法の一部を改正する法律」の実施にあたっては、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという従来どおりの考え方を定めるものではないことを各福祉事務所に同月周知済みである。</p>
<p>③冬季加算増額と夏期加算新設を求めること。県独自に、恒常的な「福祉灯油制度」を創設し、夏期見舞金の継続と冷房費に見合うよう充実すること。</p>	<p>冬季加算、夏期加算については、国が責任をもって設定するものと考えている。</p> <p>なお、昨今、原油価格が高値で推移している状況については、全国的な課題であり、まず国で対策を検討すべきと考えているが、冬期になると一層家計に与える影響も大きくなると見込まれることから、灯油購入費等助成など生活困窮者に対して必要な措置を講じることについて平成25年11月に国に要望した。</p> <p>また、近年の猛暑による光熱水費の増加等夏季においてこれまで以上に特別の需要が生じており、夏季における加算の必要性が増していること、生命の維持のための必要性及び緊急性が認められる場合は、収入がない世帯であっても、特例的に生活福祉資金の貸付を受けて冷房設備（エアコンの購入等）を整えることができるよう、平成25年6月に国に要望・意見を提出した。</p> <p>県の見舞金制度については、26年度も引き続き当初予算において検討している。</p> <p>・扶助費（見舞金）<span style="float: right;">26,445千円</span></p>
<p>(2) 医療</p>	
<p>①混合診療の拡大をやめさせ、皆保険制度の維持を求めること。</p>	<p>原則、医療の提供は保険制度で対応するという、国民皆保険制度は今後も維持される必要があり、いわゆる混合診療については「将来、保険適用を前提に保険診療との併用が認められている先進医療制度」に限定して実施されるべきと考える。</p>
<p>②70歳から74歳の高齢者医療費窓口負担の1割から2割への負担増に反対すること。</p>	<p>70歳から74歳の患者負担は、現在、法定2割とされているところを予算措置により1割に引き下げている。</p> <p>持続可能な高齢者医療制度維持のため法定化されたものが、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に1割とされたものであることから、70歳から74歳の窓口負担を2割にすることについて、国に中止を求めることは考えていない。</p>
<p>③国民健康保険制度</p>	
<p>○国保の広域化に反対し、国庫補助を段階的に元に戻すよう求めること。</p>	<p>平成25年8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書では、国民健康保険を都道府県と市町村が適切に役割分担を担うこととされており、市町村が保険料の賦課徴収や保健事業等を行う等も示されるなど、住民の利便性の確保も考えられている。また、国民会議の議論の過程では「分権的要素」を盛り込み、県が基準となる保険料率を定めた上で、市町村が個別に保険料を定めることも想定されている。</p> <p>国民会議報告を受けて、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律が、昨年12月5日に可決され、平成27年通常国会に改革法案を提出することとされた。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>鳥取県としては、地方の意見を十分に聴き、国保の構造的な問題への方策が示されるのであれば、高齢化、低所得者の増加といった課題を抱える市町村国保の抜本的な改革の必要性に異存はなく、積極的に責任を担う覚悟はあり、現時点で「都道府県単位化」に反対することは考えていない。</p> <p>国に対して毎年度、国庫負担の引上げなど、国民健康保険制度の構造的な問題への対応を要望している。本年度も7月31日に、持続可能な制度となるよう要望をしたところであり、改善されるよう今後も要望していく。</p>
○国保料引下げのため県独自の助成を実施すること。	<p>国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されているものである。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
○国保料の猶予・免除の申請書を渡すよう市町村を指導すること。	<p>保険料の徴収猶予・減免は、特別な理由により、その生活が著しく困難になった場合等において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものである。</p> <p>市町村は、保険料の徴収猶予・減免に当たっては、世帯の状況を把握するよう努力しており、県では、引き続き市町村に対し、世帯の家計の状況などを十分調査し、世帯の事情も勘案して適切に運用するよう助言していく。</p>
○事実上無保険となる資格証明書や短期保険証の発行をやめるよう求めること。	<p>被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付は、国民健康保険制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付してもらうための仕組みとして必要と考えており、県として市町村にやめるよう求めることは考えていない。</p> <p>市町村は、被保険者資格証明書等の交付に当たって、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努力しており、県では、引き続き市町村に対し、短期被保険者証等の交付に当たっては、世帯の家計の状況などを十分調査し、世帯の事情も勘案して適切に運用するよう助言していく。</p>
○国保法第44条に定める医療費窓口負担の対象を広げるよう国に求め、市町村事業への県の独自支援し制度が拡大できるようにすること。制度の周知をはかるよう市町村・病院に徹底すること。	<p>医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、その生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものである。</p> <p>国は、平成22年9月13日厚生労働省保険局長通知で、一部負担金減免に係る、特別な理由により、生活が著しく困難となった場合の収入の減少の認定基準を通知により示したところであり、現段階で国にさらなる認定基準の拡大を求めることは考えていない。</p> <p>国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されているものである。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p> <p>なお、当該通知については、平成22年9月に市町村に対して適切に処理するよう、文書で依頼している。</p>
○国保料滞納による差し押さえはやめるよう求めること。	<p>滞納処分は、負担の公平性の確保の観点から必要と考えている。市町村は、滞納処分に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努力しており、県では、引き続き市町村に対し、滞納処分に当たっては、世帯の家計の状況などを十分調査し、世帯の事情も勘案して適切に行うよう助言していく。</p>
④入院給食の患者負担増や“入院患者追い出し”の病床再編計画に反対すること。	<p>昨年度、県内の入院患者の状況等も勘案しながら、新たな地域保健医療計画を策定したところであり、この計画にもとづいて引き続き入院患者が適切な医療を受けられる地域医療体制の構築に努めて</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>⑤無料低額診療事業の対象に院外処方を含めるよう求め、県独自に院外処方への支援制度を創設すること。</p>	<p>いく。</p> <p>無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備で不十分な昭和26年当時に導入された制度であることから、時代にそぐわない面もある。</p> <p>その後、国民皆保険制度の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなど、公的医療保険制度が充実してきた結果、当該事業によらなくても対応が可能となってきた。</p> <p>そもそも当該制度は、国独自の制度であることから、低所得者に対する医療の支援策については、まずは、国において社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、院外処方における薬代を当該事業に含めることについて、国等への要望は考えていない。また、県独自の支援策も考えていない。</p>
<p>⑥後期高齢者医療制度を元の老人医療制度に戻すよう求めること。保険料の引き上げに反対すること。資格証明書・短期保険証の発行をやめるよう求めること。</p>	<p>平成25年8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書では、「後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である。」とされている。</p> <p>後期高齢者医療制度については、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度にするための必要な制度であると考えており、本県として廃止等の要望は考えていない。</p> <p>保険料は負担と給付とのバランスの中で決められるものであり、保険者の責任で対応されることと考える。</p> <p>被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付は、後期高齢者医療制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付してもらうための仕組みとして必要と考えており、県として鳥取県後期高齢者医療広域連合にやめるよう求めることは考えていない。</p> <p>鳥取県後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書等の交付に当たって、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努力しており、県では、引き続き鳥取県後期高齢者医療広域連合に対し、短期被保険者証等の交付に当たっては、世帯の家計の状況などを十分調査し、世帯の事情も勘案して適切に運用するよう助言していく。</p>
<p>⑦国が検討している初診料の患者負担増に反対すること。</p>	<p>必要な医療が適切に受診できる診療報酬体制が構築されるよう国の動きを注視していく。</p>
<p>⑧医師不足解決のため、鳥大医学部の定員を更に増員するよう求めること。</p>	<p>鳥大医学部については、これまでも定員増の要望をしてきており、それを受けて数度にわたって定員増をしてきていただいているところである。</p>
<p>(3) 介護</p>	
<p>①2012年に創設された「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は、訪問介護利用者の7割が使う生活援助（掃除、洗濯、調理など）の基準時間を60分から45分に短縮した上、介護報酬を約2割引き下げた。その結果、「時間が足りず掃除のし残しがある」「調</p>	<p>要支援者へのサービス給付が市町村事業に移行される予定であるが、現在要支援者に対して行っているサービスの給付量を、移行時点での量としては従来からの必要量に対応できる額、財源になると聞いている。</p> <p>また、要介護1、2の者に対する特養入所についても、認知症の症状や、家族の実状等を勘案して例外を認めるという方向であり、現状において制度への反対や実態調査は考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>理の時間がなくなり、そう菜やコンビニ弁当になった」 「利用者と会話する時間がなく、体調変化に気づきにくい」など、深刻な被害が広がっている。その上今回の新たな制度見直しは、「要支援者」からこれらのサービスを取り上げ、特別養護老人ホームから要介護1、2をしめだすなどさらに介護難民を生み出すものであり、反対すること。事業者にとっても死活問題であり実態調査すること。</p>	
<p>②介護保険の国庫負担を50%から当面60%に引き上げを求めること、介護保険料・利用料の減免制度を拡充するため県独自支援を行うこと。介護労働者の待遇改善に取り組むこと。</p>	<p>県では、介護保険制度を持続可能な制度としていくことが重要だと認識しており、国にも要望してきているところ。低所得者の負担については、低所得者の介護保険料負担をさらに減じるべく制度改正が予定されている。介護職員の処遇改善についても、重要な課題であり、介護保険制度上の措置が図られることを期待したい。</p>
<p>③不足している特別養護老人ホーム、ケアハウス、ショートステイ、グループホーム、小規模多機能施設を増設すること。</p>	<p>グループホームや小規模多機能型居宅介護施設の整備は、市町村が三年に一度策定する介護保険事業計画の策定の中で決められる。まずは、市町村で検討される必要がある。</p>
<p>④療養病床の削減・廃止に反対すること。</p>	<p>現状を踏まえ、国で廃止を撤回される方向である。</p>
<p>⑤認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看とりまで、一貫した体制を整備すること。</p>	<p>現在、地域包括ケアシステムの構築のための取組の一つとして、市町村包括支援センター等に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方が在宅で暮らし続けられる地域の体制づくりを進めて行く方向である。</p>
<p>⑥用途変更の建築確認が行われないまま高齢者デイサービス事業が認可されていたとして、デイサービス事業を認めない動きが出ているが、事業者の責任ではなく行政の確認ミスである。デイサービス事業を継続させ、用途変更による施設整備が必要な場合の助成制度、あるいは低利・長期の融資制度を創設すること。「鳥取県福祉のまちづくり条例」の適用は現実的で柔軟な対応をすること。（①2階建ての民間の改修は、1階が100㎡以下であれば、1階の利用者使用空間のみの改修で良しとすること。②廊下幅等改修の難しいもの、改修によって耐震性が低下するもの等へは柔軟な対応をすること。）。今回のことを契機に従来やってきたデイサービスが廃止されることがないようにすること。</p>	<p>事業者においては、利用者の安全に十分に配慮し、安心してサービスが受けられるよう、介護保険法だけでなく、関連法令等を遵守した上で行っていただきたい。 現在の利用者が困らないよう、関係者と協議しながら対応していく。 既存建築物の用途を福祉施設等、他の用途に変更する場合、用途変更に供する部分の面積が100㎡を超える場合には、建築確認が必要であると共に、バリアフリー整備が必要となる。ただし、建物構造等の状況により既存部分の整備を一部緩和することは可能であり、事例毎に所管する行政庁と協議を行っていただきたい。 なお、鳥取県福祉のまちづくり条例は今後見直し検討をすることとしており、関係者の意見を聞き、必要なものについては拡充を検討する。</p>
<p>⑦訪問介護の車が利用者宅に訪問した際の路上駐車</p>	<p>駐車禁止箇所に駐車する場合は、訪問看護サービスの場合と同様に管轄警察署のあらかじめの許可</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
は、訪問看護と同様に路上駐車できるようにすること。	が必要である。
(4) 年金	
①安倍政権は物価下落を口実に、2015年までに年金を2, 5%削減する方針の第1歩として昨年10月から1%引き下げた。4月にはさらに1%、2015年4月に0.5%引き下げる計画だが、全国から不服審査請求がすでに6万人をこえている。このようなことを続けられれば現役世代も、年金制度への信頼を損ない、制度自体破たんする。年金引下げをしないよう求めること。マクロ経済スライドを発動しないよう求めること。	年金制度の改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものとする。 国においては、平成25年8月21日に、社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子を閣議決定するとともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を制定し、その中で、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置することなどが定められたところである。
②年金の支給開始年齢の引き上げはしないよう求めること。	今後、この骨子に掲げられた事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされていることから、この推進会議等での議論の行方を注視していきたい。
③低年金者の底上げを図りながら、最低保障年金制度の創設を求めること。	
(5) 障がい者・難病	
①県特別医療費助成制度	
○県特別医療費助成制度は継続し、障害者医療費負担は元の無料にもどすこと。少なくとも無料対象者は、市町村民税非課税世帯とするのではなく、「障がい者本人の所得」に着目し、市町村民税非課税者とする。	特別医療費助成制度は来年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。 ただし、特別医療対象者（障がい者）の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定し、持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入にあたっては市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して既に一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。
○入院給食費を無料に戻すこと。	入院時における食事療養費に係る助成については、負担の公平を図る観点から助成を廃止したものであり、助成の復活は考えていない。
○助成対象は、身体障害者手帳3級所持者、療育手帳B判定所持者にも広げること。	障がい者に係る特別医療費助成制度は、「重度障がい」の方の健康の保持及び生活の安定を支援するために制度化しているものであることから、対象者の拡大は考えていない。 なお、療育手帳B所持者のうち、IQ50以下で身体障害者手帳3～4級所持者については、障がい重複しており、総合的には重度と考えられることから従来から助成の対象としている。
②インフルエンザ予防接種助成は、65歳未満の重度の心身障害者及び重症心身障害児も対象とすること。	インフルエンザワクチンの定期接種については、高齢者の場合と同様に国が責任を持って制度化すべきと考えており、県独自の支援制度創設は考えていない。
③障害者権利条約を批准するよう求めること。	既に昨年12月4日の参議院本会議において、障害者権利条約を批准することが承認されているため、国へ要望する必要はない。
④障害者自立支援法の実質的な延命である「障害者総合支援法」を見直し、障害者自立支援法を廃止し新法	平成25年4月1日から障害者総合支援法が施行されることとなったが、障害福祉サービスの在り方などの重要な事項については法施行3年後を目処として検討を加え、所要の措置を講ずるものとし

要望項目	左に対する対応方針等
<p>を制定することを明記した「基本合意」と「骨格提言」にもとづき、障害者総合福祉法を制定するよう求めること。</p>	<p>れた。          県としては、これらの事項について、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すとともに地方公共団体が安定的に事業実施ができるよう必要な財源を講ずるよう平成25年7月30日に国要望を行ったところであり、今後も必要に応じて働きかけていきたい。</p>
<p>⑤障害者総合支援法を見直すこと。</p>	
<p>○応益負担を廃止して利用料は無料にすることを求めること。</p>	<p>平成24年から応益負担を原則とすることが明確化されており、平成25年3月の障害福祉サービス利用者の93.3%が無料でサービスを利用していることに鑑み、利用料を無料にすることを国に求めることは考えていない。</p>
<p>○4月からのグループホームとケアホームの一元化は、報酬等を低い方に合わせるのではなく、体制や条件整備を充実すること。</p>	<p>国の社会保障審議会障害者部会資料によると、報酬については、現行のグループホーム・ケアホームそれぞれの報酬水準を基本として、一元化後の介護サービス包括型（ケアホームからの移行）及び外部サービス利用型（グループホームからの移行）の基本報酬を設定されるとのことである。          また、人員配置基準や設備基準については、これまでと同様若しくは経過措置が設けられること、そもそも本県においてはほとんどがグループホーム・ケアホーム一体型の事業所であることから、大きな影響はないものと考えている。</p>
<p>○地域活動支援センターへの県の支援を強化すること。</p>	<p>地域活動支援センターの運営費については、市町村の事業であり、その財源については交付税措置がなされている。          なお、市町村地域生活支援事業のメニューとして、専門職員配置など当該センターに係る機能強化を図る事業があり、この事業において県も支援（国1/2、県1/4、市町村1/4）を行っており、引き続き支援するよう当初予算において検討している。          ・地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金） 148,163千円</p>
<p>○日払いを月払いに戻すこと。</p>	<p>事業所報酬の「日払い」は、利用者本位のサービス提供の観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用できるものであることから、月払いへの変更を国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑥法に難病対策が位置付けられたが対策が不十分である</p>	
<p>○県として、難病患者が利用できる制度をわかりやすく広報すること。制度を自治体職員・医療関係者等に周知徹底すること。</p>	<p>障害者総合支援法施行に伴い、平成25年4月1日から障がい者の範囲が拡大され、難病患者も障害福祉サービスを利用できるようになったことから、県としては、市町村への説明や医療関係者等の関係機関への通知、県政だよりを活用した県民向けの広報など制度周知に努めてきたところであるが、今後も機会を捉えて、障害福祉サービス実施主体者の市町村とともに、制度周知を図っていきたい。          また、難病対策のうち医療費助成制度などについては、現在、法制化を含め見直しを検討されているところであり、新しい制度が確定次第、難病患者に必要な情報が届くよう、わかりやすく広報する</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>○介護保険優先原則によって、65歳になったら障害福祉利用が制限されている。介護保険優先原則を廃止し、従来から受けていた支援が受けられるようにすること。倉吉で難病の就労支援制度ができたのに、65歳になったとこのことで利用ができなくなった。65歳以上であっても就労支援は障害者総合支援法を優先し支援の対象とすること。</p>	<p>とともに、あわせて市町村及び医療関係者等への周知徹底に取り組みたい。</p> <p>介護保険と障害福祉サービスで同じ内容のサービスを受ける場合、要介護状態にある高齢者との整合の観点から介護保険優先が原則とされているが、訓練等給付など介護保険にないサービスについては、障害福祉サービスが利用できることになっている。</p> <p>しかし、就労移行支援、就労継続支援A型については、一般就労を目指した訓練であるため、対象者が一般企業の退職年齢である65歳未満となっている。就労継続支援B型であれば、65歳以上であっても必要性が認められた場合は利用することができるので、障害福祉サービスの支給決定を行う市町村に御相談いただきたい。</p>
<p>○倉吉のさくら作業所は他の事業所と合併したが、その際の確認事項（サービス管理責任者の配置は一体でよい）が監査する県職員に引継ぎされていなかった。引き継ぎをきちんと行うこと。</p>	<p>要望の趣旨が不明であるが、引継ぎは重要だと考えるので、指導監査事項の引継ぎについて徹底する。</p>
<p>○精神障がい者の運賃割引制度の改善と、制度から排除されているてんかん・難病患者を運賃割引制度の対象にすること。</p>	<p>障がい者の交通費支援制度には、JR、航空会社、バス会社などの民間事業者が実施している運賃割引制度と市町村が実施している交通費助成制度がある。</p> <p>交通費支援制度の充実については、まずは民間事業者や市町村において検討していただくべきであり、県において交通費助成制度を設けることは考えていない。</p>
<p>⑦鳥取県手をつなぐ育成会関係</p>	
<p>○「親亡き後」の不安を解消するため取り組んでいる知的障がい者「安心サポートファイル」作成モデル事業を継続し、知的障がい以外の障がいへの対応も検討すること。</p>	<p>平成25年度から実施している「知的障がい者安心サポートファイル作成事業」の継続について当初予算において検討している。</p> <p>本人の育成歴や生活歴、関係機関情報、緊急時支援情報などを記録する「安心サポートファイル」の作成、普及を推進し、知的障がい者が親亡き後も安心して生活できる体制づくりを進めていくとともに、将来的には、本事業の成果を活用し、知的障がい以外の「親亡き後」のサポート体制についても検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい者安心サポートファイル作成事業 1, 562千円</li> </ul>
<p>○鳥取県手をつなぐ育成会事業への支援を継続すること。</p>	<p>鳥取県手をつなぐ育成会が例年実施している事業については来年度も継続して実施するよう当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい者団体広報啓発事業補助金 490千円</li> <li>・地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業（知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業） 1, 600千円</li> <li>・障がい者スポーツ振興事業（鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催支援事業） 2, 400千円</li> <li>・地域生活支援事業（相談支援体制強化事業）（知的障害者相談員研修委託事業） 438千円</li> </ul>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>○「全国障がい者芸術・文化祭」開催の成果を地域に定着させるため、「障害者社会参加促進事業」を拡充すること。</p>	<p>市町村の芸術文化活動を支援するため、当初予算で全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会市町村芸術文化活動振興事業臨時補助金を検討するとともに、市町村に対して社会参加促進事業の充実を働きかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県障がい者アート推進事業（全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会市町村芸術文化活動振興事業臨時補助金） 14,250千円</li> </ul>
<p>⑧身体障害者協会関係</p>	
<p>○JR等の無人駅に対する音声・電光掲示板等の設置を促進するよう、引き続き鉄道会社等に働きかけること。</p>	<p>鉄道各社に対応状況を確認したところ、次のような回答であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR西日本：山陰・因美・伯備線については、列車接近放送や自動放送・駅案内放送で列車案内を行うこととし、これまでも順次整備をしてきており、未整備駅については引き続き整備を進めていく。</li> <li>・智頭急行：全駅で列車接近放送や自動放送・駅案内放送で列車案内を行っている。</li> <li>・若桜鉄道：列車の遅れなどダイヤが乱れた場合のみ全駅で案内放送を流している。</li> </ul> <p>県としても、障がい者に対する列車運行情報の提供方法の改善について、機会のある毎に鉄道各社に要請している。今後も、利用者に対するきめ細かな運行情報の提供、電光掲示板等の設置を働きかけていく。</p>
<p>○今年度は全国障がい者芸術・文化祭もあり、県民文化会館梨花ホール・小ホールに移動がスムーズにできるようエスカレーター等の設置も含め施設バリアフリー化を検討すること。その他の公的施設や通所・入所施設も、当事者と一緒にチェックし、バリアフリー化を促進し、改修助成費を増額すること。</p>	<p>バリアフリー法では既存施設のバリアフリー化は努力義務とされており、未整備施設が多く存在していることから、全国障がい者芸術・文化祭の開催を契機に「福祉のまちづくり推進事業補助金」の制度を拡充し、既存民間施設の整備促進を図ることを検討する。</p> <p>また、福祉保健部と連携して、公共施設を含めた既存施設のバリアフリー化が進むよう広く周知を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー環境整備促進事業 18,521千円</li> </ul> <p>鳥取県立県民文化会館のバリアフリー化については、平成25年3月に障がい者団体等のご協力のもと、施設の現状を点検し、改善が必要な箇所のリストアップを行った上で、計画的に改修に着手している（平成26年度は梨花ホール3、4階のトイレ改修を実施予定）。</p> <p>エスカレーターの設置については、技術的な見地から改修に伴い梨花ホール及び小ホール等の閉鎖が必要になることから今後の大規模改修に伴う施設閉鎖のタイミングを見ながら改修の実施について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県立県民文化会館等施設整備事業 197,660千円</li> </ul> <p>なお、公的施設については、平成26年度に全国障がい者芸術・文化祭が開催されるのに合わせて、来場者の方が近隣施設を利用される際の利便性の向上に資するため、現在、県ホームページで公開しているバリアフリーマップを平成26年度に更新するため、調査票を3月中に県内施設に送付して現状調査を実施することとしている。この調査結果に基づき、県有施設については施設の性格や利用状</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>況を踏まえて車いす使用者用トイレ等の整備を進めていく。また、市町村の施設についても車いす使用者用トイレ等の整備について働きかけていきたい。</p> <p>また、障がい者が利用する通所・入所施設については、基本的には障がいの特性に応じた施設基準が適用されているところであるが、状況の変化等によりバリアフリー化が必要となる場合には、既存の施設整備に対する補助事業を活用していただきたい。</p>
<p>○鳥取県身体障害者作品展は、個別に作品を出展するきらきらアートと違い、歴史や団体としての思いもあり、単に作品を展示するにとどまらず、身障者同士のネットワーク化に資するものであり、県助成を復活すること。</p>	<p>身体障害者作品展については、社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会に委託して平成21年度まで開催していたが、身体障がい者のみならず他の障がい者の美術作品も展示するために、平成22年度からは様々な障がい者の作品展示を行う「きらきらアート展」に統合して、その実行委員会に委託することとしているため、身体障害者作品展を復活して開催することは考えていない。</p>
<p>○災害時における障がい者等も含めた要援護者の把握（名簿作成）と関係機関の支援体制の整備を早急にすすめること。また、要援護者の避難訓練、障がい当事者の意見を踏まえて、バリアフリー化対応整備等について県の財政支援を含め市町村等に対して実践的な指導をすること。</p>	<p>平成25年6月に一部改正された災害対策基本法により、災害時における要支援者（障がい者、要介護者、独居の高齢者など）の名簿作成が市町村の義務となるとともに、その名簿を活用した実行性のある避難支援が求められており、県では、市町村の福祉及び防災担当者への広報及び効果的な連携を呼びかけている。</p> <p>平成26年度においても県社協、市町村社協、市町村と連携し、支え愛マップづくりを行う町内会・集落等への補助の支援や、県民への取組の必要性を周知する講習会なども開催しながら、一層の推進を図ることを当初予算において検討している。</p> <p>なお、バリアフリー化についても、まずは、町内会・集落等内で、その必要性等を検討することが必要であり、支え愛マップづくりに障がいのある方も入っていただくことを市町村に呼びかけていきたい。</p> <p>・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業 16,300千円</p>
<p>○各種障がい者団体の事務局は、団体間の連絡・相談・協議等の活動連携ができるよう、また家賃負担が少なくすむよう、できれば公的な同一建物に同居できるよう検討すること。他県の例も参考にして、公的施設の整備を検討すること。</p>	<p>福祉団体は総じて収益性に乏しく、県立施設に入居する場合には減免措置をとるなどできる限りの配慮をしているところであるが、団体を1箇所を集約できるような施設を新たに設置することは現実的には困難である。</p>
<p>○相談員制度が県から各市町村事業に移譲されたため、市町村ごとに配置される相談員は人数が少なく、横のつながりや研修が不十分となっている。県事業にもどすか、あるいは、協会が行う研修の費用増額・回数増、年1回の中四国研修会の参加人数増（現在60名中9名程度の参加をせめて半数まで）のための予算化をすること。これらの研修を支えるため、相談員制度の市町村移譲に伴って削減され2名となった</p>	<p>地方分権一括法に基づき平成24年度から身体障害者相談員及び知的障害者相談員の設置事業が県から市町村に権限移譲された。</p> <p>県としては、相談員の資質向上を図るための研修事業を権限移譲後も継続実施しており、中四国身体障害者ブロック研修会の参加費補助も含め、引き続き実施しよう当初予算で検討している。</p> <p>・地域生活支援事業（相談支援体制強化事業） 3,207千円</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
協会事務局体制をせめて元の3名にもどすよう支援を強化すること。	
<p>⑨精神障がい者</p> <p>○精神疾患のある本人や家族に対し早期介入・早期支援が求められており、特に若年層での発症が多く、教育現場でのカリキュラム等の充実が必要である。そのためには、各市町村教育委員会・学校まかせではなく、県教委として、精神疾患の正しい理解を深める教育カリキュラムの充実方針並びに、いじめや不登校等のこころの健康問題の実態把握と基本姿勢を示すこと。（積極的にやっている静岡県では学校で感想文を出している。しかし県内では学校によって県教委が作成したチラシの配布も配布されていない学校もあるなど温度差がある）。また、教職員への研修を徹底すること。</p>	<p>平成24年度に福祉保健部において、精神障がいの症状や精神障がいのある方への働きかけ方について分かりやすく示した学校教育用DVDやガイドブックを作成、配付するとともに、この教材を活用した出前授業を行っているところであるが、十分な活用が行われていない状況である。</p> <p>県教委としては、福祉保健部の出前授業や教材活用が十分進むよう、担当課や関係機関等と連携しながら学校や市町村教育委員会に働きかけていきたい。</p> <p>また、県立学校においては、専門講師を活用した人権に関する教育を推進しており、引き続き取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校人権教育推進支援事業 3, 109千円</li> </ul> <p>いじめや不登校の問題に対する基本姿勢は、現在策定中のいじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等基本方針やいじめ防止対策ガイドブックにより示すこととしており、またHyper-QUや「いじめと心のアンケート」を活用した実態把握に努めている。</p> <p>教職員の研修についても、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、より一層の充実を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進事業 13, 424千円</li> <li>・不登校対策事業 11, 889千円</li> <li>・高等学校等における不登校（傾向）生徒等支援事業 8, 850千円</li> <li>・いじめ問題支援事業 9, 162千円</li> <li>・心の育み支援事業 548千円</li> </ul>
<p>○安心して地域でくらすよう、AOTの東部・中部・西部での体制を整備すること。また、東部・中部・西部の各圏域にACT実施の活動拠点を整備すること。</p>	<p>AOT（積極的訪問チーム）は、24時間365日の在宅訪問支援を行うACT（包括型地域生活支援プログラム）を目指したシステムで、鳥取医療センターが病院独自の取組みとして実施しているが、ACTやアウトリーチ推進事業等医師を含む多職種チームによる在宅訪問支援は、事業実施に伴う精神科医師等の人員体制の確保が困難であることなどから活動拠点を配備することは現時点では困難な状況である。</p> <p>しかし、精神科病院及び訪問看護ステーションによる「精神科訪問看護」が実施されており、今後こうした支援体制の充実を図ることとし、引続き、研修会の開催や関係機関等へ働きかけを行っていく。</p>
<p>○全国47県立病院の中で精神科の入院病棟がないのは鳥取県だけである。土日や夜間の対応を民間の病院が行っているが体制が十分とは言えず、また精神だけでなく総合的な疾患管理が必要な場合もあるた</p>	<p>全国で精神科の入院病棟がないのは本県だけではないが、本県は精神病床の過剰地域であること及び県立病院に代わって精神科医療を行う精神科病院を指定病院として指定していることから、県立病院に精神科の入院病棟を整備することは考えていない。</p> <p>なお、身体合併症患者の急性憎悪時に必要な入院治療は行っていきたいと考えている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
め、県立病院に精神科の入院病棟をつくること。	
○ひきこもり本人や家族のニーズ及び実態を把握し、その支援の方針を障害福祉計画に反映させること。	<p>平成26年度の「第4期鳥取県障害福祉計画」策定に向けて障がい者のニーズや実態調査を行うことを当初予算において検討している。</p> <p>なお、調査項目の内容や調査結果をどのように分析して計画に盛り込むかなど具体的なことについては今後検討を行うこととしている。</p> <p>・障がい者の実態・ニーズ調査事業 7, 275千円</p>
○精神障がいがある人の地域での見守り体制整備及び支援者育成を充実させること。現在、支援者の会（ベストフレンド等）があるが、東部・中部・西部の各圏域に組織すること。	<p>精神障がい者本人やその家族等が実施するピアサポートや研修会等の開催支援や、県東部における精神障がい者を支援する会「ベストフレンド」の活動を県中西部へ広げるための活動支援などについて当初予算において検討している。引き続き、当事者やその家族等の声に耳を傾け、より現場のニーズに沿った精神障がい者福祉施策の充実を図っていききたい。</p> <p>・地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）（精神障がい者地域移行サポート事業、精神障がい者等によるピアサポート・研修会開催支援事業補助金） 1, 310千円</p> <p>・鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業 1, 600千円</p>
○精神障がいがある人の障がい特性に配慮した就労支援をすること。	<p>平成25年6月の障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月以降は精神障がい者が雇用率の算定基礎に算入されるため、企業等においても精神障がい者の雇用への関心が高まっていることから、精神障がい者の特性を踏まえた上で雇用及び職場定着が進むよう、引き続きハローワーク等と連携して取り組みたい。</p>
○就労意欲が増すような、回復に向けての支援体制を整備すること。県は23年度～26年度の就労者を64名にする計画であるが、その実現のための支援計画を策定すること。	<p>平成25年6月の障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月以降は精神障がい者が雇用率の算定基礎に算入されるため、企業等においても精神障がい者の雇用への関心が高まっていることから、精神障がい者の特性を踏まえた上で雇用及び職場定着が進むよう、引き続きハローワーク等と連携して取り組みたい。</p>
○精神疾患に対する正しい知識が不足している中で、家族や地域での差別・偏見、相談体制の不足によって、本人や家族が地域で孤立し、孤独感を増している。また、このような背景により家族会の充実につながらない現状もある。家族会支援は市町村任せではなく、県が研修会や情報提供を行い、家族会結成への指導力を発揮すること。	<p>家族会は、精神疾患等に関して同じ悩みを共有し、互いに相談しあえる関係が作れるという利点があり、その役割は大きいと認識している。しかし、家族会の結成は、県が指導し結成するものではなく、御家族が自発的に結成し運営する会であると考えている。</p> <p>県としては、悩みを抱え孤立している御家族に対し、各保健所や県立精神保健福祉センター等を行う個別相談や研修会等様々な機会を捉え、家族会について情報提供を行っていく。</p>
⑩ろうあ団体連合会関係	
○「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定を求めること。視覚的に情報が獲得できる環境（テレビ放送の手話放送・字幕番組の拡大・災害時の緊急放送など）を充実し、市町村格差が生じないよう、	<p>「手話言語法（仮称）」と併せて、「情報・コミュニケーション法（仮称）」についても、まずは法制化を国に要望していく。</p> <p>手話通訳者の社会的地位の向上を図るため、手話通訳者の派遣報酬単価を2,000円/時間から3,000円/時間へ引き上げることを当初予算で検討している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>国予算の義務化を求めること。市町村における手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実施義務化を求めること。手話通訳者等の社会的地位の向上（身分保障の充実）をはかること。登録派遣通訳者の交通費支援を充実すること。</p>	<p>鳥取県手話言語条例の制定により、手話通訳者はますます重要な役割を担うと認識しており、今後も手話通訳者の処遇改善等に取り組んでいきたい。</p> <p>・手話でコミュニケーション事業 65,677千円</p>
<p>○夜間等緊急時に独自の連絡網をもつろうあ団体は、さわやか会館に立ち入りできないため不安である。単独で管理できる事務所・拠点施設の整備をすすめること。</p>	<p>聴覚障がい者の総合的な支援拠点として、平成26年度に県内3箇所に「聴覚障がい者センター」の設置を目指しているところであり、ろうあ団体連合会の意向を十分踏まえて、関係者と協議を進めているとともに、必要な経費について当初予算において検討している。</p> <p>・聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業） 21,640千円</p>
<p>○聴覚障害者にもわかりやすい（目で見える）防災無線などの環境整備をすること。視覚的に情報が獲得できる環境（防災行政無線の文字表示化システム）の普及・充実をはかること。トリピーメールの緊急時における情報伝達を工夫すること。（タイムラグがある。文章の読み書きが苦手な高齢聴覚障害者などにとっては内容を理解できない時もある）。ユニバーサル的な表示方法の検討をすること。</p>	<p>住民への避難勧告・指示など緊急情報の伝達は市町村が主体的に担っており、県内市町村では情報伝達の体制整備として防災行政無線の整備率100%となっているところであるが、聴覚障がいのある方に対しては、ファクシミリや携帯電話の電子メール（緊急速報（エリア）メールを含む）を活用した連絡や、近隣に住むボランティア等が訪問を行うことにより、迅速で確実な情報伝達体制の確立に努めるよう働きかけている。</p> <p>平成17年からは市町村が避難勧告等を発表した際には放送事業者の協力を受けテレビを活用したテロップ（文字）放送も行っている。さらに、新たなシステムとしてデジタルサイネージ（防災行政無線等の情報の電光掲示板）の導入も市町村に働きかけていきたい。</p> <p>なお、県としては、市町村による主体的な情報伝達を補完するものとして、聴覚障がい者を含め、あんしんトリピーメールにより、気象情報や地震情報、津波情報などを気象庁からの受信後リアルタイムで自動配信しているところである。その他の災害情報（停電、道路の通行止め、公共交通機関の運休等）については、手動配信となるため、一定の時間を要しているところであるが、例文を用意し、文章作成時間の短縮化やとりネットHP（モバイル版含む）及びとりったー（ツイッター）の配信一括化を図るなど工夫しているところであり、引き続き情報配信の迅速化に努めていきたい。また、わかりやすいユニバーサルな表記など、メール配信のあり方について検討を行う。</p> <p>聴覚障がい者は、悪天候時など自ら積極的に災害情報を入手することが大切であるが、情報を受け取りにくいという面があり、迅速に避難所への避難ができないことが懸念される。</p> <p>こうした事態を避けるためには、早い段階での隣近所による声かけ、安否確認が重要となり、日頃から自治会に加入したり、地域の避難訓練に参加したりするなど、近隣住民との関係性を深めておくことが大切である。</p> <p>市町村においては、災害時における要支援者対策として障がいのある方への個人避難支援計画の作成に努められているが、まだまだ十分ではない状況である。県としても、市町村に個人避難支援計画の作成の促進、支え愛マップづくりなど住民が迅速に避難できる体制の整備への障がいのある方など</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>の参加等について働きかけたい。</p> <p>また、障がい者団体等が実施する「自助」の意識醸成を図ることを目的とした防災学習会等への支援について当初予算において検討しているので活用していただきたい。</p> <p>・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業 16,300千円</p>
⑪腎友会関係	
<p>○人工透析患者は年々増加し、その増加率に対して透析専門医不足、スタッフ不足が深刻な問題になっている。透析医療は週3回の継続した治療を必要とし、また変化する体調に即応する必要があり、医療スタッフの不足は患者の不安となっている。透析に関する専門医及びスタッフを養成すること。合併症発生の可能性もあり、県立病院など総合病院での医療体制を充実させること。</p>	<p>これまでも医師不足、看護職員不足の解消のため奨学金を始めとした様々な施策を講じているとともに、腎臓内科などに医師を誘導する措置について国に要望するなど、県内の医療体制の充実に向け努力しているところである。</p> <p>・鳥取県地域医療再生基金事業（各種医師関係奨学金） 259,920千円</p> <p>・看護職員等充足対策費（看護職員修学資金資金等貸付事業） 418,824千円</p> <p>県立病院では、急性期病院として透析導入及び重症・合併症のある患者を主として治療しており、今後も他の医療機関と連携しながら、引き続き重症患者等を受け入れていきたい。</p>
<p>○週3回の透析患者にとって通院は欠かせない。しかし住む地域によっては公共交通機関の利便性が悪い地域もあり、通院にかかる費用も高額となっている患者もある（例：片道1000円、月4万など）。透析患者の通院費助成制度を充実させるため、県独自制度の創設あるいは、市町村制度への上乗せを検討すること。</p>	<p>通院交通費については、透析患者等身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、市町村によっては移動機会の確保のためのタクシー料金助成制度が行われているので、これらを活用していただきたい。</p>
<p>○障害の重度化・重複化で介護を必要とする患者が急増し、在宅支援・通院対策・施設入所などが深刻となっている。要介護透析患者への医療・福祉サービスを拡充すること。</p>	<p>透析を受けている方は、すでに要介護認定の算定基礎となる「要介護認定基準時間」に一定の配慮がなされており、高齢者で透析が必要な方は、すべて、介護予防又は介護給付が受給できるよう考慮されていることから、現行制度でも対応できているものと認識している。</p>
<p>○指定管理者制度導入によって、難病・慢性疾患患者支援自販機設置ができなくなっているところもある。自販機設置による売り上げの一部の収入は、障がい者団体の活動の重要な財源であり、設置の要望が腎友会、県身体障害者協会から出ている。県有施設は、指定管理者任せにするのではなく県の責任で設置できるようにすること。県有施設の設置可能場所を調査し、関係団体に紹介すること。</p>	<p>難病・慢性疾患患者支援自販機の設置の仕組みなどについて、関係団体等に話を伺ってみたい。</p>
<p>○財政基盤が弱く、全国の腎友会の中で常駐の事務局員がない（無報酬）のは鳥取県と石川県の2県だ</p>	<p>本県では、現在、平成23年度に策定した県有資産マネジメント方針を踏まえ、県有施設が有効活用できているかどうかの点検を全庁的に行っているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>けである。公共施設内に腎友会事務局を確保すること。</p>	<p>また、これまでも公共施設について活用の可能性のある施設の情報を把握した際には、団体に対して情報提供してきたところである。</p>
<p>○災害時・緊急時の透析医院体制の整備と確保をすること。透析に不可欠な水と電気の供給体制を整備すること。透析が不可能となった医療機関が出た場合の患者の移送、代替え施設の確保、県内すべてをカバーするネットワーク体制整備、また県外の医療機関との連携も視野に入れた体制整備をすること。透析医療と避難施設との連携及び、避難施設での透析医療に不可欠な食事管理（バナナ・牛乳はだめ）ができるよう配慮すること。ガソリン不足で通院できなくならないようガソリンの優先・配慮をすること。</p>	<p>これまで、地域医療再生基金等を活用し水の供給体制、自家発電施設の増強等の支援を行ってきたところである。また、平成24年7月に策定した鳥取県災害医療活動指針や、現在、関係者のご意見を伺いながら策定している災害時の透析医療の指針により、県内外の行政、医療機関のネットワークづくりや平時の準備、資材の供給等について体制構築をしているところである。</p>
(6) 社会福祉協議会関係	
<p>①「わが町支え愛活動支援事業」及び同事業のスーパーバイザー配置（市社協）は、2014年度も継続し、市町村負担なしでも支援が受けられる事業とすること。更に、県支援10/10となるようにすること。</p>	<p>スーパーバイザーの配置については、当初予算において検討中である。 「わが町支え愛活動支援事業」も、平成26年度においても引き続き市町村と連携・支援しながら事業促進を図るよう、当初予算において検討している。 ・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業 16,300千円</p>
<p>②モデル事業として開始された生活困窮者自立促進支援事業（とっとりパーソナルサポートセンターの運営）は、生活保護受給を妨げず、必要な人は生活保護への接続を積極的にはかるようにすること。県の支援を厚くし、制度実施の中で生まれた困難点の改善を国に求めること。</p>	<p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立促進を図り、第2のセーフティネットの充実・強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行される。 この法律により、市町村等が実施する生活困窮者に対する自立支援事業の試行と、円滑な立ち上げの支援、人材育成等を図るため、国のモデル事業を活用し、東部圏域の市町村を対象に鳥取県社会福祉協議会に「とっとりパーソナルサポートセンター」を平成25年11月25日に開所した。 平成26年度も引き続き事業の試行と県内市町村における事業立ち上げの支援を行うよう当初予算において検討している なお、事業の実施にあたっては、生活保護が必要な場合には確実に生活保護につなぐよう、県社会福祉協議会及び各福祉事務所に周知済みである。 ・生活困窮者自立促進支援モデル事業 40,000千円</p>
<p>③県社会福祉協議会活動費交付金事業は、地域福祉のサポート体制を保障するものとして重要であり、今後も継続すること。</p>	<p>平成25年度当初予算から交付金を導入し、組織体制の強化を図るとともに、専門性や企画立案能力の向上を図った。平成26年度においても引き続き支援を行うことを当初予算において検討している。 ・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金 238,576千円</p>
<p>④日常生活支援事業は、生活困難者の生活支援としてかかせない役割を果たしている。専門員の配置基準の</p>	<p>平成26年度には専門員の負担軽減及び事業の円滑化を図るため、県、県社協及び実際に事業執行を行っている3つの基幹的社協で、事業のあり方等について検討することとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
緩和（増員）及び「成年後見制度」との連携がうまくいく制度の構築を検討すること。	<p>また、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携は必要であることから、平成25年度に県、県社協及び成年後見支援センターとの意見交換を初めて実施し、平成26年度においても引き続き支援を行うことを当初予算において検討している。</p> <p>・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金 238,576千円</p>
⑤福祉人材の養成確保につながる「福祉人材センターの」予算を継続・充実すること。	<p>福祉人材センターの予算については、平成26年度においても引き続き支援を行うことを当初予算において検討している。</p> <p>・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金 238,576千円</p>
(7) 民生委員協議会関係	
①住民の身近できめ細やかな相談支援を行う民生児童委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進補助金の継続と増額をすること。	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、地域のつながりが希薄化する現在、その役割は重要性を増している。</p> <p>県としては、意見交換会を実施して活動する上での悩みや課題、要望を聞きながら、活動しやすい環境を整備するよう努めているところである。</p> <p>民生委員・児童委員の活動を支援していくために、民生委員・児童委員活動費及び地区民生委員活動推進補助金について、当初予算で検討している。</p> <p>また、活動費の増額については、算定の基礎となる国の交付税単価の引き上げを要求することを検討していきたい。</p> <p>・民生委員費 113,004千円</p>
②民生・児童委員の自宅に掲示する門標は市町村によってまちまちである。すべての市町村で掲示できるように「門標作成費」を助成すること。	<p>民生委員・児童委員に対する地域住民からの認知度不足という現状があり、地域の相談者と民生委員・児童委員をつなげ、活動しやすい環境をつくるためには、民生委員・児童委員であることを示す門標の作成は必要であると判断しており、対応を、当初予算において検討している。</p> <p>・民生委員費（門標作成費） 422千円</p>
(8) 住宅	
①県営住宅を増設すること。離職者向け緊急避難住宅戸数を増やすこと。	<p>人口・世帯数の減少に伴い、10年以内には公営住宅の戸数が入居対象とする住宅に困窮する世帯数を上回ることが予測され、さらに民間賃貸住宅の空き家が1万7千戸存在することを踏まえると増設する状況にないと考えている。</p> <p>離職者向けの住宅には、建替え等のため政策的に空き家としている県営住宅を提供し、目的外使用許可をしているが、離職者から入居希望があれば全て対応できており、戸数が不足している状況にはない。</p>
②若者向け公営住宅を整備、家賃助成をすること。	<p>人口・世帯数の減少や民間賃貸住宅の空き家の状況を踏まえると県営住宅を増設する状況にないことから、若者向けに特化した住宅を整備することは考えていない。</p> <p>また、県営住宅の家賃については、年齢にかかわらず収入状況等により減免を実施しているため、新たに家賃助成することは考えていない。</p>
③障害者・高齢者が安心して住める公営住宅を整備す	高齢者・障がい者対策として、住戸改善工事時にバリアフリー化（共用部のエレベーター、スロー

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>ること。高齢者・障害者などへの「あんしん賃貸住宅」支援事業は、中部の相談員が廃止され、東部での対応となったが、東部の相談件数も倍増している。中部の担当者を復活させること。</p>	<p>プの設置、住戸内の段差解消、手すりの設置などを順次進めるとともに、関係団体のご意見を聞きながら車いす使用者用の住戸を年次的に整備している。</p> <p>あんしん賃貸支援事業は年々相談件数が増加しているが、減員前と同一の相談員2名が継続して対応しており、その経験の蓄積等により現状の相談件数に対応できている。今後、更に相談件数が増加するなど、現在の体制で支障を来す場合には、改めて人員配置について検討したい。</p> <p>・鳥取県居住支援協議会活動支援事業 8, 192千円</p>
<p><b>【子育て・教育】</b></p>	
<p>(1) 「子育て王国条例」は、県の責務は努力規定でなく、義務化し県の責務明確にすること。</p>	<p>「子育て王国とっとり条例」の県の責務に関する規定（第4条）において、「県は、（中略）子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。」（第一項）及び「県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施する（後略）」（第二項）として、明確に規定する予定である。</p>
<p>(2) 子どもの医療費は窓口負担無料とすること。18歳まで助成を拡大すること。</p>	<p>医療機関における適正な受診のためには、基本的に医療費の患者負担は必要と考えており、窓口負担を完全無料にすることについては、現在のところ考えていない。</p> <p>また、子ども医療費助成は、平成23年4月から全市町村との合意のもと、対象年齢を中学校卒業までとしており、当面は現行制度の定着と円滑な運用に努めたい。</p>
<p>(3) 就学援助制度の対象が縮小している自治体がある。実態調査し、拡充させること。</p>	<p>準要保護者の認定基準については、各市町村教育委員会が定めることとされており、各市町村で判断されるべきものとする。</p>
<p>(4) 子ども子育て新制度は、保育に、もうけ本位の株式会社の参入を促進し、人員配置基準・面積基準・安全基準の緩和など、保育の営利化、規制緩和をすすめ、保育への公的責任を後退させ、“安上がり化”をすすめるものである。拙速な導入に反対すること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の各種基準は、現在、国において検討されているところであるが、新たに制度化される地域型保育事業は、市町村が条例で基準を定め認可を行い、それらの基準に従い保育を実施することになるなど、公的責任が後退するとは考えていない。国に対しては、地方の声を反映した制度となるよう、積極的に意見を述べていく。</p>
<p>①保育所入所にもれた場合の不服審査請求権を明記し、他の事業も使えなかった場合、事業所に対して市町村への連絡義務を課し、その後の市町村が待機児童としてカウントして責任をとることを明確にすること。</p>	<p>新制度においては、当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整をすることとされており、希望者が確実に保育の利用ができるよう市町村と共に取り組んでいく。</p>
<p>②保育時間が親の労働時間で短時間と長時間に分けられようとしているが、子ども生活のリズムや友達集団を奪わないよう、これまでの一日8時間保育の保障を求めること。</p>	<p>新制度での保育の必要量は、現在の保育の必要性の認定と同様、労働時間だけでなく、親族の介護・看護、求職活動、就学なども含んで認定されることになることから、国に要望することは考えていない。</p>
<p>③施設運営費の固定費や、保育士の給与・処遇改善は国庫補助を求めること。</p>	<p>新制度の本格施行に向けて、現在、国で公定価格の検討が行われており、県では、保育士の給与・処遇が改善されるような公定価格になるよう平成25年11月に国要望を行った。また、保育士等の処遇改善事業が「保育緊急確保事業」（平成26年度国当初予算案）に盛り込まれていることから、</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	現時点において、新たな国庫補助制度として要望することは考えていない。
④地域型保育は、都市部に合わせ、待機児童対策の名の下に一律に規制緩和されようとしている。空きビル利用で避難階段なしとならないよう、子どもの安全確保第一の基準を求めること。	新制度における地域型保育事業は、市町村が条例で基準を定め認可することとされているが、避難階段や乳幼児の転落事故防止設備等の施設の安全性については、現在、国において認可保育所の取扱に準ずる方向で検討されている。
(5) 保育	
①認可保育所を増設すること。公立保育所の運営費国庫補助の復活を求めること。保育の公的責任を後退させる保育所の民営化に反対すること。株式会社の参入はさせないこと。	<p>必要な保育所を増設については、安心こども基金を活用した整備等について、引き続き、市町村に働きかけていきたい。</p> <p>なお、公立保育所の運営費は、一般財源化により地方財政措置が講じられており、国庫補助の復活を求めることは考えていない。</p> <p>保育所の民営化については、保育の実施主体である市町村で考えられるものである。また、保育所の設置申請があった場合、「施設の整備や運営等について審査基準に適合しているか」等を審査し、「当該地域で保育需要が充足されていない場合」に設置認可を行うものであり、株式会社の参入を妨げることは考えていない。</p>
②1人目から保育料を軽減するため県が支援すること。	<p>保護者負担軽減の観点から、保育料の軽減支援については、全国トップレベルの手厚い支援を行っているところであるが、新たに、中山間地域等の若者の移住定住対策など地域活性化として無償化等に取り組む市町村に対する助成について、当初予算による対応を検討している。</p> <p>・中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 43,300千円</p>
③1歳児・3歳児の保育士配置加算を継続し5歳児にも拡大し、更に市町村格差がでないよう条例化し、県の補助を引き上げること。	<p>1歳児・3歳児の保育士配置加算は継続予定であり、当初予算による対応を検討している。なお、5歳児への拡大や条例化については、現場のニーズを把握した上で、必要に応じて市町村と共に検討していく。</p> <p>・低年齢児等受入保育所保育士特別配置事業 168,984千円</p>
④保育士の待遇改善に取り組み、正規雇用が増えるよう支援すること。	保育士の処遇改善は、本来、国の責任で取り組むべきものであり、従来から国に対して強く要望を行っている。県では、1歳児及び3歳児の保育士特別配置事業において、正規職員単価の選択制を導入し、市町村と協調して保育士の処遇改善と正規雇用を促進している。
⑤認定こども園は、3歳以上児の保育士配置は保育所並みに30:1となるようにすること。給食の外部搬入でなく自園調理とすること。	<p>認定こども園の3歳以上児1クラス30人とするについては、年度による入園児の変動があることから、現在は35人のままとしている。</p> <p>また、食事の提供については、保育所と同様、満3歳以上の子どもに限り、園外で調理し搬入する方法が認められていることから、調理室を必置とはしていないが、現在、新制度の施行に向けて各種基準が検討中であり、その動向を注視していきたい。</p>
⑥3才以上児の保育所給食をご飯も含めた完全給食となるよう、ご飯代を県が支援すること。炊飯器購入支援をすること。	保育所の給食については、満3歳以上の子どもに限り、園外で調理し搬入する方法が認められており、県が完全給食のための支援を行うことは考えていない。

要望項目	左 に対する 対応方針等
⑦ 3才未満児のいる保育所には、看護師又は保健師を配置できるように人件費支援制度を確立すること。	看護師又は保健師の配置は、従来、乳児が6人以上いる保育所で1人について保育士とみなすことができることとなっていたが、今般、国の省令改正により、乳児4人以上の保育所に補助要件が緩和改正されたことから、配置しやすくなると考えており、現時点で、県が看護師又は保健師の配置に対して人件費支援を行うことは考えていない。
(6) 放課後子どもクラブ・教室	
① 「子ども子育て新制度」で市町村条例で設置基準を定めることになったが、従うべき基準とされたのは指導員の配置基準のみで、面積基準などは参酌基準となっている。常任で常勤の指導員の複数配置をはかるとともに、指導員の待遇改善、面積基準の確立をすすめ、地域格差の改善をすすめること。営利企業の参入促進は反対すること。	平成27年度から開始予定の子ども・子育て支援新制度では、具体的な基準については市町村条例で定めることになっているが、対象年齢が6年生まで引き上げとなることから、一定程度利用児童数の増加が見込まれるため、ソフト・ハード面両での受け入れ体制整備を行う市町村への支援の拡充について、当初予算による対応を検討している。 ・放課後児童クラブ設置促進事業 439,904千円
② 抜本的に増設し、県として保育料の軽減制度を創設すること。	保育料軽減制度については、市町村がそれぞれの判断で実施しており、県として制度の創設は考えていない。
③ 「放課後子ども教室」の国支援削減が回復されない場合は、減額分を、県も市町村と一緒に支援すること。	平成26年度においても、国の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に基づいて、放課後子ども教室を実施する市町村への補助を行う予定である。 なお、平成25年度からは「年間250日未満、1日4時間以内（休業日等は8時間以内）」という基準が設けられたが、この基準設定によりどのような影響が出ているのか、国の基準を超えて事業を実施している市町村から聞き取り調査を行っているところであり、市町村の実態を踏まえた上で、県教委としても国に要望したい。 ・学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（放課後子ども教室推進事業） 29,145千円
(7) 産前産後の支援・検診・予防接種	
○若い世代が結婚・出産にふみだすうえでの負担を軽減するために、公共住宅の建設や「借り上げ」公営住宅制度、家賃補助制度、生活資金貸与制度などの支援を特別につよめること。	人口・世帯数の減少や民間賃貸住宅の空き家の存在を踏まえると、新たに建設や借り上げをする状況にないと考えている。 また、県営住宅の家賃については、年齢にかかわらず収入状況等により減免を実施しているため、新たに家賃助成することは考えていない。
○岩美町など出産後1ヶ月検診を検討している市町村が出ている。県も一緒に支援し、全市町村に広げられるようにすること。	1ヶ月健診を含めた産後ケア事業（産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行うこと）の充実は必要と考えており、そのためのニーズの把握、今後の支援等について、母子保健を担当している市町村や関係機関と話し合ってみたい。
○産科医師の増員のため支援を継続・拡充すること。	引き続き臨床研修資金貸付金や医師養成確保奨学金等により産科医師の増員につとめていく。 ・鳥取県地域医療再生基金事業（鳥取県臨床研修医研修資金貸付事業） 24,000千円 ・鳥取県地域医療再生基金事業等（医師養成確保奨学金） 84,720千円

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>○風疹ワクチン接種助成を既婚者以外の男性にも拡大し、事業所ごとの接種や啓発活動に力を入れること。県職員への接種助成を行うこと。</p>	<p>本県では先天性風しん症候群対策を効果的に行うため、妊娠を希望する女性及び妊婦の夫への風疹ワクチン接種助成を平成25年度に引き続き継続するよう当初予算において検討しているが、対象範囲の拡大は予定していない。</p> <p>なお、予防接種が必要な者を効果的に抽出するための抗体検査については、妊娠を希望する女性や妊婦の配偶者並びに同居家族を対象に無料の検査を行うこととしているところである。</p> <p>また、とりネットや啓発ポスター配布等による県民への啓発も行っており、これらを通じて、効果的な接種や啓発を推進していく予定である。</p> <p>なお、県職員のみを対象とした特別な助成は、考えていない。</p> <p>・風しん対策特別促進事業 9, 555千円</p>
(8) 里親制度	
<p>○里親制度は子どもたちを家庭的環境で育てるために重要な制度である。いっそうの拡充をはかり、里親への支援や研修の充実、制度の周知をすすめること。</p>	<p>里親委託を推進するため、平成23年度より里親により身近である機関として里親支援機関を設置し、里親に係るスキルアップ研修や県民に対する啓発などの里親支援機関事業を委託し、民間の専門的なノウハウを活用しながら事業実施しているところである。</p> <p>また、平成25年度から県内の全市町村に里親を配置するため、里親未配置自治体を中心に各種集会等で制度説明を行うなどの広報啓発活動を実施している。</p> <p>また、里親制度を知らない若い世代を対象としたフォーラムを開催し、新規里親の登録を促進していくとともに、悩みを持つ里親にベテランの里親が相談に乗る里親メンター事業を実施し、里子を養育する里親の支援体制を整備していくことを当初予算において検討している。</p> <p>・里親支援機関事業 8, 998千円</p> <p>・里親委託推進総合対策事業 5, 340千円</p>
(9) 教育改革	
<p>日本の教育は、「異常な競争教育」「世界一の高額費」「教育の自由への乱暴な介入」という世界に例のないゆがみを抱えている。しかし安倍政権は、全国学力テストの体制や、教員統制、教育委員会制度の改悪、教科書検定基準の改悪・侵略戦争美化の歴史教科書の押しつけ、道徳の「教科化」をすすめ、教育の歪みをいっそう広げようとしている。「戦争する国づくり」や「弱肉強食の経済社会」という国策に従う人づくりではなく、子ども一人一人の人格完成を目的とした教育が全うできるよう条件整備をすること。</p>	<p>①全国学力テストの中止を求め、テスト結果の公表や情報開示はやめること。</p> <p>全国学力・学習状況調査の目的は、児童生徒の学力や学習の状況を把握して、学習や指導の改善に役立てることである。各市町村や学校では調査結果等を活用して改善に取り組んでおり、県教育委員会としても、家庭・地域とともに児童生徒の学力向上に取り組もうとする学校や市町村を支援する事</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	業などを実施している。児童生徒の学力等の状況や改善に向けた取組の成果を検証する観点から、調査の継続実施は必要と考えている。 なお、調査結果の公表・開示については、情報公開条例等に基づいて取り扱う。
②教育委員会制度を維持し、公選制とすること。教育長などトップへの権限集中やトップによる教員評価制度はやめること。	教育委員会制度の見直しについては、平成25年12月13日に中央教育審議会から「今後の地方教育行政の在り方について」の答申が行われ、現在、国において必要な法改正等の準備を進められているところであり、今後も国の動向を注視していきたい。 教職員の評価は、法律に基づき、教職員の人材育成及び資質向上の観点で行っており、学校教育の一層の充実に努めていきたい。
③教科書検定への文科省の介入はやめるよう求めること。	学校教育においては、全国的な教育水準の維持向上を図り、教育の機会均等を保障、適正な教育内容を維持、教育の中立性を確保することなどが求められている。教科書検定は、これに対応するため、① 学習指導要領への準拠性、② 児童生徒の発達段階への適応性、③ 教材の客観性・公正性・中立性、④ 内容の正確性、等の観点に基づいて行われているものと認識しており、文科省への要望を行うことは考えていない。
④子どもの内心に点数をつける道德の教科化はやめるよう求めること。	文部科学省の平成25年12月26日付「道德教育の充実に係る懇談会報告」によると、「道德教育については、一人一人の道德性を培うものであり、道德性はきわめて多様な心情、価値、態度等を前提としていることに鑑みれば、数値による評価を行うことは不適切であり、この考え方は引き続き維持すべきである。また、児童生徒の内面そのものを評価の対象としたり、入学者選抜等の他の判断の基礎としたりすることについても厳に慎むべきと考える。」と報告されており、教育委員会としてもこの趣旨に沿って対応していく。
⑤国の責任で小中学校の30人学級を実現すること。県の35人学級は30人学級へと発展させること。	国へは、本年度も7月に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数教育の推進について要望したところである。 また、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校3～6年、中学校2・3年の35人学級を行ったところである。拡充した少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。
⑥子どもの権利条例を制定すること。	いじめなどのこどもの人権侵害に係る相談については、「人権尊重社会づくり相談ネットワーク」及び「こどもいじめ人権相談窓口」を設け、個々の事案について丁寧に対応している。 人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 9,948千円 こどもいじめ人権相談運営事業 2,695千円
⑦小中学校へのエアコン設置助成やペレットストーブ設置助成をすること。教育施設への太陽光パネル設置と環境教育を促進すること。	小中学校へのエアコンやペレットストーブといった空調機器の整備については、設置者である市町村が実態に応じて必要性等を判断して取り組むべきものと考えており、県において設置に対する助成等を行うことは考えていない。 教育施設への太陽光パネルの設置については、県立学校においては、現在3校において太陽光発電設備を設置して発電を行っており、児童生徒への環境教育に活用している。現在、鳥取西高の耐震改修工事に併せて導入を計画しているほか、環境立県推進課において、県立図書館及び県立学校4校に

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>屋根貸しによる太陽光発電設備の整備が検討されており、そのほかの施設については、環境教育への活用に向けて、導入に要するコストも踏まえながら引き続き検討していく。</p> <p>なお、公立小中学校への導入については、国庫補助制度があるほか、県においては「市町村交付金」「とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金」で学校への再生可能エネルギー導入に要する経費を補助対象としている。</p> <p>環境立県をめざしている本県において環境教育の重要性は認識しており、今後とも環境教育の充実を図っていきたい。</p>
(10) スクールソーシャルワーカーの配置は市1/3、県2/3の負担割合であるが、県支援割合を増やし、増員をすること。	<p>スクールソーシャルワーカー配置事業は、平成20年度から2年間の予定で国の調査研究事業(国10/10)として開始された。しかし、平成21年度は国の急な制度変更で補助事業(1/3)となったため、暫定的に県が残りの2/3を負担し、平成20年度とほぼ同じ枠組みで実施した。平成22年度以降は、それぞれの実態に応じた運用を望む各市町村からの要望も踏まえ、事業主体が市町村となる間接補助形式(市町村1/3)で実施しており、今後も同様な支援としていく。</p> <p>なお、スクールソーシャルワーカーの任用は、市町村が必要に応じて行っている。</p>
(11) 特別支援教育	
①深刻化している特別支援教育の条件整備をすすめること。	<p>特別支援教育の推進に当たっては、教職員の専門性の向上が必要である。</p> <p>特別支援教育主任の研修について、昨年度まで新任の特別支援教育主任を対象としていたが、今年度から全ての公立小・中・高等学校を対象とした悉皆研修としており、引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応は、組織的な対応が必要であり、管理職が特別支援教育に対して正しい理解を持ち、リーダーシップを発揮しながら校内体制を整備していくことが重要であることから、これまで新任管理職のみを必修とし他の管理職は希望者の受講としていた研修を、平成26年度からは管理職の悉皆研修とすることとしている。</p> <p>・発達障がい児童生徒等支援事業(小中高等学校管理職等専門性向上事業) 152千円</p>
②1自治体に1教室は中学の通級支援教室の設置をすること。	<p>通級指導教室については、市町村からの要望を受けて、国の加配を活用し順次設置を進めている。当初は希望が多かった小学校への設置を進めてきたが、中学校への希望も強くなり、平成23年度からは中学校にも設置している。引き続き、市町村からの要望を踏まえて、国に要望していく。</p>
(12) 授業料関係	
①低所得世帯の高校進学を保障するよう、高校受験料、高校入学金の助成制度を検討すること。	<p>公立高校授業料無償制の見直しに伴い、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、平成26年度から国の補助により低所得者世帯を対象とした給付金制度を創設することを検討している。</p> <p>対象者：非課税世帯の高校生等</p> <p>給付額：国公立の高等学校等 32,300円～129,700円 私立の高等学校等 52,600円～138,000円</p> <p>・育英奨学事業(給付型) 43,206千円</p>
②OECD加盟国34か国で給付制奨学金制度がない	平成26年度から国の補助により、奨学のための給付金事業を創設することを検討している。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>のは日本と大学授業料が無料のアイスランドだけであり、国に給付制奨学金制度の創設を求めること。県独自の給付制奨学金制度を検討すること。</p>	<p>県独自の事業は今のところ予定していない。  ・育英奨学事業（給付型） 43, 206千円</p>
<p>③高校授業料無償化制度の所得制限導入をやめるよう求めること。</p>	<p>公立高校授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策と併せて検討されたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことから、国に所得制限導入の中止を求めることは検討していない。</p>
<p>(13) 私立・専修学校関係</p>	
<p>①私立学校関係者への以下の事業の継続すること。第26回鳥取県私立中学校等学校教職員教育研修大会、中国地区私立幼稚園教育研修会鳥取大会、発達障害の理解とその支援セミナー、学校法人における人事労務トラブル研修、明日の教育と教師の使命～学校教育環境の変化と私学の豊かな心を育てる制度指導支援。</p>	<p>鳥取県私立学校協会が実施する教職員の資質向上のために行う研修及び教育研究等に要する経費の一部を助成する予算を確保するよう検討している。  ・私立学校協会補助金 1, 870千円</p>
<p>②私立学校の授業料・学校経費に対する支援を増額すること。就学支援金の充実と、授業料減免制度の充実。</p>	<p>私立学校の経常費に対する本県の助成は全国一手厚く、学費の押し下げ（全国で最も安い授業料）に貢献している。経常費について当初予算においては、今年度と同水準の額に加え、消費税増税分に係る予算確保を検討しており、引き続き生徒・保護者の経済的負担軽減を図っていく。  私立高等学校就学支援金については、平成26年度以降国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減されることに加え、本県独自の私立中学校就学支援金制度を引き続き維持するとともに、国の高等学校等就学支援金制度見直しに合わせて低所得世帯等に対する加算を充実させる予算を計上している。  【低所得世帯等に対する加算（一律支給額9, 900円/月）】  （現行）250万円程度以下：2倍、250～350万円程度：1.5倍  （見直し）250万円程度以下：2.5倍、250～350万円程度：2倍、350～590万円程度：1.5倍  ・私立高等学校等就学支援金（私立中学校就学支援金） 38, 032千円  ・私立高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金） 491, 718千円  ・私立学校生徒授業料等減免補助金 34, 022千円</p>
<p>③私立学校の早期耐震化のため、補助制度の充実強化をはかること。</p>	<p>県立高校や全国私学と比べて耐震化が遅れていることから緊急的に校舎等の耐震化を促進するため、改築事業及び耐震補強事業に関する補助率の引き上げを検討している。  【補助率の引き上げ案】・・・関係助成条例を改正予定  改築・・・現行：1/2  改正：2/3（Is値0.3未満は国庫補助（1/3：H26より）を充当）  補強・・・現行：Is値0.3未満は2/3、Is値0.3～0.7未満は1/2  改正：Is値0.7未満はすべて2/3  ・鳥取県私立高等学校等改築事業補助金（制度要求）</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④私立学校の改築助成は、補助率の引き上げと、現有面積の上限を緩和すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（制度要求）</li> <li>県立高校や全国私学と比べて耐震化が遅れていることから緊急的に校舎等の耐震化を促進するため、改築事業及び耐震補強事業に関する補助率の引き上げを検討している。なお、私立学校への助成は教育研究と経常的経費を対象としており、施設の新設は設置者が負担することとなっている。（現有面積を超える施設整備は施設の新設となる。）</li> <li>【補助率の引き上げ案】・・・関係助成条例を改正予定</li> <li>改築・・・現行：1／2 改正：2／3（Is値0.3未満は国庫補助（1／3：H26より）を充当）</li> <li>補強・・・現行：Is値0.3未満は2／3、Is値0.3～0.7未満は1／2 改正：Is値0.7未満はすべて2／3</li> <li>・鳥取県私立高等学校等改築事業補助金（制度要求）</li> <li>・鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（制度要求）</li> </ul>
<p>⑤土曜日授業の支援をするのであれば、私学も公立と同等に支援対象とすること。</p>	<p>土曜日授業を「確かな学力」を身に付けるための方策のひとつと位置付け、土曜日の教育環境を充実させるために土曜日授業に主体的に取り組む学校設置者への助成を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（学力向上推進事業・土曜日授業実施校への助成） 9,038千円</li> </ul>
<p>⑥私立学校のその他納付金の減免の対象限度額（現在12000円）を引き下げ、入学金助成、授業料減免制度補助金の拡充で、保護者負担の軽減をはかること。</p>	<p>私立学校の経常費に対する本県の助成は全国一手厚く、学費の押し下げ（全国で最も安い授業料）に貢献している。経常費について当初予算においては、今年度と同水準の額に加え、消費税増税分に係る予算確保を検討しており、引き続き生徒・保護者の経済的負担軽減を図っていく。</p> <p>私立高等学校就学支援金については、平成26年度以降国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減される予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校等就学支援金 531,375千円</li> <li>・私立学校生徒授業料等減免補助金 34,022千円</li> </ul>
<p>⑦私立中学就学支援金制度を維持すること。</p>	<p>引き続き、本県独自の私立中学校就学支援金制度を維持するとともに、国の高等学校等就学支援金制度見直しに合わせて、低所得世帯等に対する加算の充実を当初予算で検討している。</p> <p>【低所得世帯等に対する加算（一律支給額9,900円/月）】</p> <p>（現行）250万円程度以下：2倍、250～350万円程度：1.5倍 （見直し）250万円程度以下：2.5倍、250～350万円程度：2倍、350～590万円程度：1.5倍</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校等就学支援金（私立中学校就学支援金）38,032千円</li> </ul>
<p>⑧現在、米子北斗と湯梨浜学園が中高一貫校となっているが、教育振興補助金の生徒一人当たりの支給額が、中学部分が高校部分に比べ低く、格差がある。同等となるようにすること。</p>	<p>補助金の生徒単価・学校単価は、中高それぞれの実績額、法令所定の教職員数等から学校運営に係る費用を積算し算出しているため、異なる単価となっている。</p> <p>学校規模が小さく運営コストが割高な実態をより反映し、消費税増税分も考慮した補助単価となるよう、新年度からの単価見直しを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（中学校・一般分） 132,814千円</li> </ul>
<p>⑨私立専修学校教育振興補助金の補助率をアップする</p>	<p>専修学校・各種学校は、本県の職業教育を担っていることから、引き続き専修学校教育振興補助金</p>

要望項目	左に対する対応方針等
こと。	及び、技能教育施設運営費補助に係る予算を確保、計上している。さらに、中卒者が入学できる専修学校高等課程等は国の高等学校等就学支援金の対象となっており、平成26年度からは低所得世帯等への支給額が最大2.5倍加算される予定。 今後、県内の学生への県内専修学校・各種学校の教育内容に関する情報発信など生徒確保の取組を強化される場合は、支援を検討したい。 ・私立学校教育振興補助金（専修学校） 99,074千円
⑩技能教育施設は、高等学校卒業資格も取得でき、「不登校」やひきこもりの学生の学びの場となっている。運営費助成の継続と拡充をすること。	引き続き、専修学校教育振興補助金及び、技能教育施設運営費補助に係る予算を確保、計上している。 ・私立学校教育振興補助金（専修学校） 99,074千円
⑪私立専修学校の授業料減免の適用・継続をすること。	引き続き、私立専修学校に在籍する生徒の授業料減免に係る予算を確保、計上している。 ・私立学校生徒授業料等減免補助金（専修学校分） 11,616千円
⑫全国専修・各種学校総連合会中国ブロック鳥取大会費用を助成すること。	当該大会実施に係る予算の確保を当初予算で検討している。 ・私立学校協会補助金（全国専修学校各種学校総連合会中国地区協議会総会並びに研修会への助成） 200千円
⑬県内就職者の支援と自動車学校存続のため、県内就職内定者への運転免許取得費用に対する一部助成をすること。	本県では、県内就職希望者に対して、労働局等と連携して経済団体への求人要請、就職フェアや就職ガイダンスの開催などの就職支援を通じて県内就職率の向上を図っているところである。 運転免許は就業に必要な不可欠な資格で、大半の就職内定者は自費で取得していることから、県内就職内定者への運転免許取得費用の助成は、県内就職率の向上に効果がないものとする。
⑭高齢交通弱者に対する交通安全教育をするため、支援制度を創設すること。	指定自動車教習所が行う高齢者運転教育に必要な機材整備に対する補助制度は平成25年度で終了することとなるが、今後も県下の交通情勢を踏まえながら、高齢者への講習等が効果的に行われるよう交通事故・違反の情報や各種資料を指定自動車教習所に提供するとともに、各種講習等を通じて交通安全教育に協力していく。
⑮鳥取県私学の退職金給付資金給付制度及び挙素愛制度に対する補助率を堅持すること。	引き続き、私学の退職金給付及び長期給付掛け金等に対する助成に係る予算の確保を当初予算で検討している。 ・私立学校退職金給付財源補助金 91,910千円 ・日本私立学校振興・共済事業団補助金 13,020千円
⑯私立学校経営相談事業に対する補助金を堅持すること。	引き続き、当該事業に対する助成にかかる予算の確保を当初予算で検討している。 ・私立学校経営相談事業補助金 530千円
(14) 私立幼稚園	
⑰県の担当部署は教育委員会とし、経過にふさわしい教育としての位置づけをすること。	現在、公立幼稚園は小中学校課が所管し、私立幼稚園は私学であるが幼保一元化の動きをとらえ、子育て応援課が所管している。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、保育所と幼稚園を一体とした施策の推進が求められることから、教育委員会とより一層連携を強化していきたい。

要望項目	左に対する対応方針等
②幼稚園経営基盤の安定のため経営費支援の予算額を堅持・充実すること。	私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、私立幼稚園に対する運営費補助金については、本年度と同程度の予算規模を維持するよう、当初予算による対応を検討している。 ・私立幼稚園運営費補助金 859,784千円
③幼稚園での保護者負担軽減制度は保育園と格差がないよう実施すること。	私立幼稚園における同時在園及び第3子保育料軽減については、当初予算による対応を検討している。 ・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 34,588千円
④幼稚園宿舍の改築、耐震化等大規模改修への補助事業の継続と充実をすること。	安全な環境での教育を維持するため、私立幼稚園の耐震補強、大規模修繕等に係る経費を助成するよう、当初予算による対応を検討している。 ・私立幼稚園施設整備費補助金 36,917千円
(15) 県PTA協議会関係	
①調査研究研修事業、機関紙発行事業（特に3年前に？県広報優秀作品集を各単位PTAへ配布する予算）を継続すること。	鳥取県PTA協議会からの要望をもとに毎年助成を行っており、引き続き支援を検討している。 ・社会教育団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会補助金） 860千円
②鳥取県PTA研究大会支援費を継続すること。	
③社会教育団体交流室使用助成事業を継続すること。	
④PTA指導者支援事業、中四国及び全国PTA研究大会派遣事業を継続すること。	
(16) 小体連関係 ○県小学校運動記録会開催事業（県小学校水泳大会、県小学校陸上大会）に前年度同額の予算をつけること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、各要望をもとに毎年助成を行っており、引き続き支援を検討している。 ・学校関係体育大会推進費 43,179千円
(17) 中体連 ○県中学校総合体育大会各競技運営費補助金、中国ブロック中学校選手権大会運営費補助金、全国大会・中国ブロック大会選手派遣費補助金の予算措置を継続すること。	
(18) 高体連 ○鳥取県高等学校総合体育大会、中国ブロック高等学校選手権大会、全国高等学校総合体育大会派遣の予算措置を継続すること。	
(19) 介護福祉専門学校関係	
○県下の介護福祉士養成学校における介護福祉士養成の離職者訓練の定員を拡大すること。	介護福祉士養成のための職業訓練については、現在でも訓練定員に満たない養成校もあり、また、本県では介護職員に占める介護福祉士の割合は全国平均よりも高いことから定員の拡大は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
○介護福祉士養成にかかる修学資金貸付制度を拡充すること。	平成25年度から、国事業の見直しに伴い、生活保護世帯の子どもについては生活費（生活扶助費相当額）を貸付金に上乗せする等、制度を拡充して実施した。当面は現行制度で実施し、様子を見ていく。
<b>【男女平等・人権】</b>	
(1) 国際機関から繰り返し指摘されている、婚姻年齢の男女差、女性の再婚禁止期間、夫婦の氏の制度、婚外子差別などを正すよう求めること。	国での制度改正に関する議論を注視したい。
(2) 男女賃金格差の是正と、育児休暇が男女ともに等しく取得できるよう企業にはたらきかけること。	男女賃金格差の是正についての事業所への指導・監督は、男女雇用機会均等法、労働基準法に基づき国が所管しているが、セミナーや広報などの機会をとらえ連携できる場所は連携していきたい。
(3) 市民を分断し差別解消に逆行する同和行政・教育を終結させること。一民間運動団体であ部落解放同盟への補助金は特別扱いであり、やめること。	同和行政については、特別措置法失効後も、差別があるかぎり必要な施策につき、一般施策を活用して適切に対応することとしている。 また、同和問題解決に向けた啓発の取組を支援するため、運動団体が行う啓発活動、研修事業に対して補助金を交付している。
<b>【内需主導の産業・経済】</b>	
(1) TPP 日本の経済主権・食糧主権を奪い、国民皆保険制度をも破壊するTPP交渉からの撤退を求めること。昨年未開かれたTPP閣僚会合では交渉合意に至らず、各分野で各国の主張は対立し大筋合意にも至らなかった。安倍政権は「農産物主要5項目を聖域とする」という自らの公約にも背き、日本には一定の農産物の重要品目があることを、昨年2月のオバマ大統領が認めたと説明してTPP交渉に参加したが、それは空手形であり、「例外なき関税撤廃」こそTPPの真実ということが明らかになった今、政府に対しTPP交渉を即時撤退するよう求めること。	政府は「重要5項目は守る」との姿勢で交渉に臨んでいるところであり、県としてはその状況を注視し、必要な農林水産業対策を訴えていく。
(2) 中小企業対策	
①投機とバブルで物価値上げをはかるアベノミクスは、中小企業に原料高、燃料高による経営難をもたらしている。アベノミクスの中止を求めること。	アベノミクスに関しては、第一の矢「大胆な金融政策」及び第二の矢「機動的な財政政策」により、景気回復に向けた明るい兆しをもたらし、今後は、第三の矢「日本再興戦略」の実行を加速・強化することにより、明るい兆しを確実な成長軌道につなげることが期待されている。 また、日本銀行の地域経済報告（さくらりポート）（平成26年1月）では、同リポートの公表を始めた平成17年4月以来初めて、全ての地域が「回復」又は「緩やかに回復」に判断が上げられた。アベノミクスの目指すもののある程度は現われてきており、今後、地方への波及効果等を注視

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②地元中小企業・業者の仕事おこしのため、県産材活用以外にも住宅リフォーム助成制度を拡大すること。 「商店版リフォーム助成制度」（群馬県高槻市実施）を創設すること。</p>	<p>しつつ、県としても経済の好循環の実現に向けて注力する。</p> <p>個人資産である住宅の改修等に対する助成については、環境対策や地震対策と言った政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、「環境にやさしい木の住まい助成事業」において県産材を活用して実施する住宅リフォームについて助成している。当事業は予算規模や継続年数では全国最大規模であり、経済波及効果は高いものと考えている。</p> <p>このほか、各市町村において、独自のリフォーム助成やバリアフリー化に対する助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものであれば必要に応じて制度拡充に取り組みたい。</p> <p>なお、「環境にやさしい木の住まい助成事業」については建設業界だけでなく、広く県経済全般に与える影響が大きいことから、消費税率引き上げによる住宅着工数の減に対応して、その制度を見直し、県民が使いやすく新たな住宅需要を喚起できるような制度を新設することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり住まいる支援事業 304,650千円</li> </ul> <p>中心市街地等の地元商業の活性化を目的とした補助制度については、まちづくりの観点から地元自治体が整備すべきものと考えており、県では、国補助金を活用して行われる中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業等に対し、地元自治体を補助事業者として追加支援を行う補助制度を設けている。</p> <p>なお、中小企業者の設備投資に対しては長期・低利の制度融資メニューでも支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】地域商業活性化促進支援事業 1,844千円</li> <li>・企業自立サポート事業（制度金融費） 1,117,341千円</li> <li>・信用保証料負担軽減補助金 138,750千円</li> </ul>
<p>③社会保険未加入を理由にした公共事業発注制限をすることはやめること。</p>	<p>技能労働者の就労環境の改善と建設業の健全な発展を図るため、社会保険加入の徹底に官民挙げて取り組んでいるものであり、県や国の指導により多くの未加入業者の方に保険加入の意義について理解をいただいているところである。なお、一人事業者など社会保険加入の適用除外者に対して加入を強制するものではない。</p>
<p>④労務単価引き上げのため、公契約条例を制定すること。</p>	<p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などに係る問題点があり、むしろ国が公契約法というようなものによって制度設計をすることが適当と考えており、引き続き国の動向あるいは検討状況を注視していく。</p> <p>なお、技能労働者の適切な賃金水準の確保は、技能労働者の就労環境の改善と建設業の健全な発展を図るための重大な課題の一つであり、今後も官民挙げて取り組んでいく。</p>
<p>⑤現在の小規模事業登録制度を拡充し、入札参加資格者以外にも広げ、少額の事業も対象とすること。</p>	<p>総務部が発注する県庁舎修繕及び鳥取市内の職員宿舍施設修繕においては、従来、小規模修繕事業希望者登録制度を設け実施していたが、既存の鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度との合理性、公平性を考慮した結果、平成21年8月末に廃止し、現在は、鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度を利用して発注している。随意契約で行う小規模な修繕、工事であっても公正性等の観点から入札参加資格者の中から業者選定することを原則としており、今後も当該方針により行う。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑥小企業金融活性化法の復活を求め、金融機関が貸し渋りすることなく地元中小企業への資金供給の状況を評価する「地域金融活性化法」の制定を求めること。</p>	<p>中小企業金融円滑化法（以下「法」という。）については、金融庁は金融検査マニュアル・監督指針において、金融機関は法終了後も貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきであることを明記し、金融検査や監督で徹底することとしており、法終了後も実質的に同様の効果が継続されているため、県として「地域金融活性化法」の制定を求めることは考えていない。</p>
<p>⑦産業振興条例の中に、中小企業の位置づけを明確にし、中小企業振興をはかること。</p>	<p>県内の事業所はほとんどが中小企業であり、産業振興条例が求めている産業振興施策は主として中小企業を対象としたものであると認識しているので、改めて産業振興条例に中小企業を位置づけることは考えていない。なお、本条例は議員提案であることから、中小企業の位置づけの必要性については、まずは議会で議論をしていただきたい。今後も引き続き本条例の趣旨に則って中小企業振興に取り組んでいく。</p>
<p>⑧商工会連合会関係 ○25年度より3年間で行う「中国地域ビジネスマッチング事業」、及び中小企業診断士や経営支援マネージャー等を育成する中小企業大学診断士養成コースへの支援をすること。</p>	<p>中小企業者等への経営支援の充実・強化を図るため、商工団体の経営支援活動等（ビジネスマッチング等の需要創出、中小企業診断士資格取得支援等）を引き続き支援するよう補正予算及び当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営力強化緊急支援事業（全商工団体対象） 42,415千円</li> <li>・【2月補正】経営力強化緊急支援事業（全商工団体対象） 7,000千円</li> </ul>
<p>⑨鳥取県信用保証協会 ○経済状況の不安定さが続いており、消費税増税に対する影響も心配される。経営安定関連保障強化出損金と信用保証料負担軽減補助金を継続・強化すること。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、信用保証協会が積極的に保証承諾を行うための出損金の継続と、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助金については、従来の信用保証料負担軽減措置に加え、必要な重点課題に対して更なる軽減措置を講じることについて、補正予算及び当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証協会出損金 2,000千円</li> <li>・【2月補正】信用保証料負担軽減補助金 1,303千円</li> <li>・信用保証料負担軽減補助金 138,750千円</li> </ul>
<p>(3) 農業</p>	
<p>①コメ対策等</p>	
<p>○食糧不足が叫ばれる昨今において、コメを生産できる日本はミニマムアクセス米の輸入中止を求めること。</p>	<p>ミニマムアクセス米は、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、最低限の輸入機会として受け入れたもので、国の責任において対応されるべきものであり、県から中止を求めることは考えていない。</p>
<p>○コメ交付金の減額・廃止ではなく、米価の销售价格との差額補てんと所得補償で再生産可能な米価保障制度の創設を求めること。</p>	<p>米については、米の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策による一定の収入補てんがされるため、現時点では新たな制度創設を求めることは考えていない。なお、国には平成25年11月に、制度見直しの影響についてシミュレーションを示すなど、農家が将来を見越した経営判断ができるようにすることを要望している。</p>
<p>○夏の高温対策対応品種として販売に取り組んでいる「きぬむすめ」は一等コメ比率が安定して高く、H25年度産は前年度の倍以上の作付と生産量が見込まれている。現在の関西での販売の定着と同時に、関</p>	<p>きぬむすめの販売対策強化、認知度向上に重点的に取り組むため、既存の事業を組み替えて継続対応するよう当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県産きぬむすめ販売拡大支援事業 1,750千円</li> </ul>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
西圏以外での販売ルートを開拓するため、PR資材の作成や試食販売等への支援をすること。	
○鳥取県の風土に合った、夏場の高温への耐性が強く、良質が確保できる「コシヒカリ」の生産技術対策を支援すること。	<p>コシヒカリ等の早生品種を良質に生産するためには、高温登熟回避のための遅植え、粒張り向上を狙った後期栄養の充実(追肥)、登熟の速まりに対応した適期収穫の3点を生産者に提案するとともに、県下7か所に現地実証圃を設ける等の取組を行っているところである。</p> <p>さらに、コシヒカリ等早生品種の地帯ごとの適地情報マップ、長期気象予測(1か月)を用いた出穂肥の施用適期などのきめ細かな情報提供により、品質向上を図っていききたい。また、中期的な対応としては、早生・中生品種の育成、県外品種の選別による優良種苗導入に努めている。</p>
○麦・大豆・飼料作物などの品目別の転作交付金を増額すること。飼料米の加工企業創設の支援をすること。飼料米と輸入飼料との差額補てん、ミニマムアクセス米(20円/kg)と飼料米(30円/kg)との差額補てんをすること。	<p>水田作物の直接支払交付金のうち、地域の裁量で設定可能な産地交付金の枠が増額されたため、地域ごとの重点推進作物を中心に、各地域農業再生協議会において単価の見直しを行う予定である。また、飼料会社が飼料用米を飼料に加工する工場を県内に建設する要望があれば、支援を検討したい。おって、飼料用米については単純な価格差補てんではなく、転作奨励として生産者に給付予定の産地交付金の活用により、生産者サイドが飼料用米単価の上昇を防ぐ仕組みを確立するよう、生産者や団体等に働きかけていきたい。</p>
②農畜産物の特性を踏まえた、畑作、畜産・酪農、野菜、果樹等品目別の価格・所得補償制度を充実させること。	
○梨の価格保障制度を創設すること。	<p>冷蔵庫保存、関東出荷及び貿易等による需給調整の取組や二十世紀梨の適熟出荷や新品種のリレー出荷体制を整える間、市場価格が再生産価格を下回った場合に価格補てんする既存事業を継続実施するよう、当初予算において検討している。</p> <p>なお、国において、農業経営の安定を目的とした新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入が検討されており、動向を注視したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取梨生産振興事業(果実緊急価格安定対策事業) 20,000千円</li> <li>・鳥取梨生産振興事業(鳥取二十世紀梨適熟出荷体制整備事業) 30,132千円</li> </ul>
○梨の新品種流通安定定着支援として、新甘泉等のPR資材・宣伝会実施費用等(関西向け)への支援をすること。やらいや果樹園等の支援事業もあるが、産地計画が必要であり、事業推進が煩雑である。県育成の品種であり、生産拡大を図るため、苗木代助成をすること。	<p>PR資材・宣伝会実施費用については、既存の単県交付金を活用していただきたい。苗木代助成は県育成品種及び各産地で振興する品種について、当初予算による措置を検討している。なお、計画策定は産地が計画性を持って事業に取り組むためにも、必要なものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金 28,311千円</li> <li>・鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」「秋甘泉」特別対策事業) 74,555千円</li> <li>・鳥取梨生産振興事業(梨生産拡大事業) 49,235千円</li> </ul>
○柿の「輝太郎」も梨新品種ブランド化戦略同様に、行政と一体の推進支援をすること。国内最大市場である関西市場でのブランド化確立による高単価出荷を目指すため、京阪神市場との運賃差額補てんをす	<p>「輝太郎」についても、「新甘泉」「秋甘泉」と同様に特別対策により早期の生産拡大を図ることとし、苗木代の助成等の支援について、当初予算で検討している。また、生産者、農業団体、県で構成する「輝太郎」ブランド化プロジェクト会議が全農主催で開催されており、県も引き続き参画していく。なお、「輝太郎」はまだ出荷量も少なく、高単価で販売できていることから、運賃補てんは考え</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
ること。	ていない。 ・鳥取柿ぶどう等生産振興事業（柿「輝太郎」特別対策事業） 12,000千円
○麦・大豆の販売価格との差額補てん制度を創設すること。米粉パン同様に、学校給食のパンに県産小麦の活用が進むよう、外国産小麦との差額補てんをすること。	麦、大豆については、米・畑作物の収入減少影響緩和対策による一定の収入補てんがされるため、現時点では新たな制度創設を求めることは考えていない。 また、学校給食における米粉パンと小麦粉パンとの差額補填は、水田農業維持を目的とした県産米の消費拡大の観点から行っているものであるが、その他の県産農産物にまで拡大して外国産農産物との差額を補填する予定はない。
○酪農・畜産物の加工原料乳は不足払い制度の復活を求めることや、肉用子牛補給金や牛・豚肉価格・経営安定対策は価格や補填水準を引き上げるよう求めること。不安定な生乳生産を安定化させるため生乳需給調整対策を拡充すること。	加工原料乳生産やチーズ向け生乳生産に対する補てん制度と「生産者需給調整機能強化対策」は、来年度も引き続き実施される予定である。 肉用牛農家や養豚農家の価格保証制度である肉用子牛価格安定対策制度、肉用牛肥育経営安定特別対策事業や養豚経営安定対策事業は有用な制度であると認識しており、国は基準価格や補てん水準を引き上げて次年度も引き続き事業が継続されることを予定している。
○放牧場の運営への県関与が薄くなっているが、運営は厳しく、経営が苦しい農家への利用料値上げもできない。運営にかかる人件費助成をすること。	県下の乳牛の育成牛の半数を育成している放牧場の重要性は認識しており、放牧採草地、牛舎等施設、トラクター等機械（年間約60,000千円以上相当）を無償貸付けすることで、優秀な育成牛を育成すると同時に、畜産振興協会の経営状況の安定化を図ることとしている。 県としては、今後も放牧場運営に係る人件費への直接的な支援ではなく優秀な育成牛作りや労力低減のための施設整備に対する支援を実施する予定である。
○酪農は初期投資が多額であり新規参入の妨げとなっている。廃業する経営体の資産を県 担い手育成機構が買い上げ、施設改修後、新規就農者等の希望者に一定期間貸し付けるリース制度を創設すること。リース終了後の買い取りに当たっては、無担保・無保証の融資制度を創設すること。また経営指導スタッフを充実すること。	酪農就農希望者のために、廃業予定者の農地・施設を鳥取県農業農村担い手機構が保有し、施設改修後貸し付けるリース制度に関して関係機関の意見を伺い、リース期間終了後の買取り時の融資制度等についても併せて検討したい。また、酪農経営指導は、酪農団体が中心となって行うべきであり、その指導にあたっては県も協力していきたい。
○酪農ヘルパー制度、酪農ヘルパー円滑化事業、酪農経営安定化支援事業の継続・拡充を求めること。酪農ヘルパーのような畜産ヘルパー制度について、関係者と協議し検討を進めること。	酪農ヘルパー制度を継続し、国の基金事業終了に伴う利用農家の急激な負担増加を緩和するための支援を当初予算において検討している。 また、国に対しても、基金事業と同等の事業を復活するよう要望していく。 ・次世代につなぐ酪農支援事業 32,000千円
○学校給食用牛乳は、従来の高温殺菌乳ではなく、「パステライズ牛乳」に切り替えられるよう支援すること。鳥取県の優れた牛乳・乳製品を積極的にPRし、販路拡大を促進するため、大都市圏への輸送助成を検討すること。	学校給食用牛乳の供給については、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき国が定めた「学校給食用牛乳供給対策要綱」により、県が入札を実施している。 また、パステライズ牛乳は、一般的な牛乳より1～2割程度価格が高く、学校給食の食材費の保護者負担が増加することとなるため、切り替えを行うためには、学校給食の実施主体である各市町村で保護者の理解を得られることが必要であるため、各市町村から具体的な要望があれば対応を検討したい。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>なお、学校給食は、学校給食法により、食材費は保護者が負担することとされており、県教育委員会としては食材費への支援については考えていない。</p> <p>販路開拓については、チャレンジ的・革新的取組等の企業活動に対して、立ち上がり等期間を限定して支援しているので御活用いただき、自立的な販売拡大に役立てていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やらいや関西インショップ推進事業 10,000千円</li> <li>・食のみやこブランド団体支援交付金 28,311千円</li> </ul>
○野菜の加工・業務用への安定供給の取り組みに対し新たな対策を講じるなどして、野菜価格安定制度を拡充すること。	<p>現行の価格安定制度においても、加工・業務用等の契約栽培に対して、価格等を補償する仕組みとなっており、来年度も制度を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜価格安定対策事業 23,558千円</li> </ul>
○JAいなばがアスパラガスを重点推進野菜と位置付けているが、手作業で共同選果しており、鮮度維持・選別時間の短縮のため、制度新設あるいは、既存制度等（強い農業づくり交付金、がんばるプランなど）を活用するなどして、アスパラガスの選別包装機への助成をすること。	<p>共同選果施設の必要については、JA等から要望を受けているところであり、今後具体的な集出荷計画を聞きながら、国庫事業の活用や県単独事業等での対応を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなでやらいや農業支援事業 220,086千円</li> </ul>
<b>③新規就農者対策</b>	
○新規就農者を増やすため、「新規就農者支援法」を制定し、就農希望者の研修・教育機関の整備、農地の確保、資金、販路や住宅の保障等総合的な支援制度が整備できるよう求めること。	<p>新規就農者の支援については、既存の支援に加えて、県独自で親元就農への支援事業を検討している。国においては、青年就農給付金事業や農の雇用事業により新規就農者の確保・育成に取り組んでいる。今後も関係機関等の意見を聞きながら、必要があれば国への要望や県独自の制度等についても検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親元就農促進支援事業（新規就農者総合支援事業） 32,000千円</li> <li>・青年就農給付金（新規就農者総合支援事業） 353,299千円</li> </ul>
○青年就農給付金事業は十分な予算確保を求め、「人・農地プラン」と一体であることや親元就農の場合は5年以内に経営以上するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提に希望する青年すべてを対象とするよう求めること。	<p>青年就農給付金については、国において十分な予算確保がなされていると認識している。</p> <p>新規就農者が将来にわたって農業を継続するためには、地域で認知されることが必要であり、地域での話し合いによる「人・農地プラン」に新規就農者として位置づけられることは大切であると考えている。</p> <p>5年以内の経営移譲要件については、就農初期の所得確保という制度の趣旨から妥当なものと考えている。なお、認定農業者等の後継者の親元での就農研修に対する支援について、県独自で新規事業を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年就農給付金（新規就農者総合支援事業） 353,299千円</li> <li>・親元就農促進支援事業（新規就農者総合支援事業） 32,000千円</li> </ul>
<b>④農作業・経営・継承等</b>	
○らっきょうの切り子や梨の交配人夫、スイカ作業、集落・地域におけるオペレーターの確保が高齢化等	<p>農作業補完等については、平成24年秋以降、各JAと定期的に意見交換を行い検討を続けている。本年度、既に他県の事例でできる部分を取り入れたり、がんばる地域プラン事業を活用した農作業</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>によって困難になっている。JA中央が検討している広域的労働者確保のとりくみを支援すること。</p>	<p>受託等の体制整備を行う動きが出ており、JA鳥取中央においても、らっきょう根切りの作業補完などの検討を始められているので、今後ともこうした動きのあるところやJAとして重要と考える作目・地域を絞り込んだ事例研究、農家アンケートなどへの協力・支援を継続したい。</p>
<p>○果樹栽培は所得確保まで時間がかかるが、果樹園が成園化してきた時に、農業者の病気・死亡等で栽培できなくなる事例が出ており、継承できる仕組みが必要である。スムーズな継承ができるよう、栽培継承に対する人件費支援、維持管理支援をすること。園によっては状態が異なるため、一律支援でなく、状態にあわせた支援策を構築し、特に、労力や資金面での支援をすること。</p>	<p>果樹園の後継者確保は容易でないため、地域ぐるみで果樹園継承に取り組む「やらいや果樹園」の整備や優良園の経営継承の取組に対する支援を当初予算において検討している。栽培の継続ができなくなった場合の継承については、地域で個別の対応が必要であり、農地のあっせん機関や市町とも連携して、既存事業の活用も含めて技術面・経営面での指導・助言を行っていききたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取梨生産振興事業 181,422千円</li> <li>・鳥取柿ぶどう等生産振興事業 18,688千円</li> </ul>
<p>○規模拡大や6次産業化、税務対策などに必要となる農業者の経営管理能力の向上をはかるため、農業者への記帳指導・支援にかかる体制整備と、その取り組みに対する支援をすること。</p>	<p>農業者の経営管理能力の向上は、農業経営の確立や発展のための非常に大きな要素と認識しており、基本的な複式簿記の習得をはじめ企業経営に対するコンサルティング等、JAグループや農業会議等とも連携して引き続き指導・支援していく。また、意欲的な農業者の経営革新を一層進めるための研修を実施するよう、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり農（あぐり）ビジネス研修事業 10,177千円</li> </ul>
<p>○「強い農業づくり交付金」の拡充を求めること。</p>	<p>平成25年7月に、施設整備等に係る支援策の拡充を国に要望したところ、今年度補正予算で強い農業づくり交付金では対象にならない機械・設備等の導入も支援対象とする「攻めの農業実践緊急対策事業」が創設されると聞いている。</p>
<p>○速やかな原料原産地表示の拡大の実現を求めること。</p>	<p>加工食品の原料原産地表示は、現時点で農産物漬物や野菜冷凍食品など22食品群及び4品目について表示が義務付けられている。現在、消費者庁及び関係省庁において食品表示法における食品表示基準の検討が行われており、原料原産地表示の拡充も検討議題となっていることから、今後、県民からの要望や国の検討状況を見ながら、必要に応じて制度の拡充を国に求めていきたい。</p>
<p>○JAが取組んでいる小水力発電は今後固定価格買い取り制度に移行していく可能性があり、自然エネルギーの維持発展のためにも、固定資産税の特例措置を継続・延長するよう求めること。また施設の補修・改修への支援をすること。</p>	<p>固定資産税の特例措置は、平成25年度までの措置であったが、税制改正大綱において、平成26年度から2年間の延長が閣議決定されている。</p> <p>施設の補修・改修については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金など既存の補助制度の活用による支援を行いたい。</p>
<p>○もうけ第一の株式会社の農地所有の解禁には反対すること。</p>	<p>株式会社を含む農業法人は、地域農業の担い手として大きな役割を果たしているところである。主たる事業が農業である等の農業生産法人の要件を備えている株式会社については、既に農地の所有が認められている。現在、国の規制改革会議等で株式会社等の農業生産法人の要件緩和等について検討されており、その動向を注視していきたい。</p>
<p>○中山間地域直接支払制度の法制化を求め、それを</p>	<p>現在、国において日本型直接支払制度の創設を検討しており、「中山間地域等直接支払」に「農地維持支払（仮称）」、「資源向上支払（仮称）」、「環境保全型農業直接支援」を加えて法制化する方向</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>参考に農地直接支払制度を創設すること。</p>	<p>で検討されていることから、今後の動向を注視してまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地を守る直接支払事業 857,391千円</li> <li>・農地・水保全活動交付金事業 315,584千円</li> <li>・環境保全型農業直接支援対策事業 8,699千円</li> </ul>
<p>○BSE全頭検査を復活させること。</p>	<p>牛のBSE検査については、国の検査対象月齢の見直しを踏まえ、国が示した科学的知見の検証や関係団体からの意見聴取等を行った結果、全国の他の自治体と同様に平成25年7月から検査対象を従来の全頭から48カ月齢超に見直した。当面は、これらの牛についてBSE検査を確実に実施し、安全性の確認を行う。</p>
<p>⑤鳥獣被害対策</p>	
<p>○鳥獣被害はいまだ収まっておらず、近年イノシシからシカに被害内容が変わってきており、初期段階のトタン囲い・電気柵では対策ができない。明確な目標設定や実施隊の結成の加速化など市町村の取り組み強化を支援すること。</p>	<p>県内の全市町村は、被害防止計画（3年毎）を策定し、被害軽減目標を立て計画的に侵入防止柵の整備・捕獲等に取り組んでおり、県はその取組が円滑に進むよう、技術的・財政的支援を継続して実施したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害総合対策事業 113,461千円</li> </ul>
<p>○猟銃免許の資格取得をすすめるため、取得費用の助成と東部の射撃場を復活すること。</p>	<p>銃猟者確保のための研修、狩猟免許取得及び捕獲活動経費の助成を継続したい。射撃場の整備については、現在、東部地域1市4町で鳥取クレー射撃場の再開に向けて検討がなされており、本県も技術的な助言等を行いながら検討会の中で議論を行っていききたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害総合対策事業 113,461千円</li> <li>・鳥獣捕獲者確保環境整備事業 6,840千円</li> </ul>
<p>○捕獲活動及び人材育成、回収・処理体制・輸送費支援をすること。</p>	<p>捕獲活動については、鳥獣被害対策実施隊の設置を促し、人材育成を継続して支援したい。捕獲個体の処理は、国事業で解体処理施設の整備を図るとともに、平成25年度から緊急捕獲等対策事業（県協議会基金事業）で埋設、運搬についても助成を始めたところであり、引き続き取組を推進したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害総合対策事業 113,461千円</li> </ul>
<p>⑥災害対策</p>	
<p>○琴浦町を流れる加勢蛇川は、大雨の都度上流より土砂・流木等により、河床が上昇し、農業用水の取水ができなくなる被害が繰り返されている。取水口付近の改修や堆積土砂の除去などにより、安定した用水確保ができるようにすること。抜本的な改修が実施されるまでの間、再発時ごとにおける費用を支援すること。</p>	<p>堆積土砂の撤去については、補助災害基準（40万円以上／箇所）を満たすものについては補助災害で対応し、それ以外の小災害については、しっかり守る農林基盤交付金の活用ができるよう、災害復旧枠（通常の農林基盤整備とは別枠）を設けることとし、当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕地災害復旧事業 391,644千円</li> <li>・しっかり守る農林基盤交付金（通常基盤整備枠）185,000千円 （災害復旧枠） 20,000千円</li> </ul>
<p>⑦県農業会議</p>	
<p>○農業委員会活動強化対策事業を継続・増額するこ</p>	<p>平成25年度と同程度の事業継続を検討している。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>と。</p> <p>○農業会議運営・活動費を継続・増額すること。</p> <p>○農地制度実施円滑化事業を継続すること。</p> <p>○新規就業者早期育成支援事業（県版農の雇用事業）は、相談員2名体制を堅持し、引き続き事業が円滑に遂行できるよう支援を継続すること。</p>	<p>（農地集積総合推進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会活動強化対事業 8, 674千円</li> <li>・農業会議運営費 2, 565千円</li> <li>・機構集積支援事業 9, 738千円（旧農地制度実施円滑化事業）</li> </ul> <p>※国の農地中間管理機構関連予算への組換えに伴う事業名の変更</p> <p>（鳥取県農の雇用事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者早期育成 108, 415千円</li> </ul>
<p>⑧土改連関係</p>	
<p>○土地改良区での不適切な会計処理事件が起きており研修等が必要であるため、土地改良区等運営指導事業を継続すること。</p>	<p>土地改良区等運営指導事業の継続について、当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区基盤強化支援事業 10, 615千円</li> </ul>
<p>○管理指導センター運営費・換地センター運営費は施設の適切な維持管理、指導助言必要であり、継続と県費の50%までの嵩上げをすること。</p>	<p>管理指導センター運営費・換地センター運営費について、当初予算による対応を検討している。ただし、県負担率については、中国四国農政局管内の状況を勘案し、25%としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区基盤強化支援事業 10, 615千円</li> </ul>
<p>○基盤整備や災害対策に役立つ「しっかり守る農林基盤交付金」を増額すること。</p>	<p>しっかり守る農林基盤交付金は、平成26年度まで現在の予算規模を維持することとしている。</p> <p>なお、災害復旧による緊急対応で通常基盤整備枠が影響を受けることのないよう、別途災害復旧枠を設けることとし、当初予算による対応を検討している。</p> <p>事業主体である市町村は優先順位付けにより予算の範囲内で計画的に執行していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかり守る農林基盤交付金（通常基盤整備枠）185, 000千円</li> <li>〃（災害復旧枠） 20, 000千円</li> </ul>
<p>○農業基盤整備促進事業の継続・増額をすること。</p>	<p>農業基盤整備促進事業（県事業名：農業体質強化基盤整備促進事業）は、要望のあった全ての地区について対応するよう、2月補正予算及び当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】農業体質強化基盤整備促進事業 18, 830千円</li> <li>・農業体質強化基盤整備促進事業 87, 115千円</li> </ul>
<p>○農地・水保全管理支払交付金の継続と増額をすること。</p>	<p>平成26年度からは、国による事業制度見直しにより、農地を農地として維持するために農業者のみの組織でも取組が可能な事業制度となるよう検討されており、取組面積の拡大を図るよう当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・水保全活動交付金事業 315, 584千円</li> </ul>
<p>（4）林業</p>	
<p>①国産材価格の安定のため、全国森林組合連合会や全国素材生産業共同組合連合会等が結成している全国国産材安定供給協議会を拡充し、需給調整を含めた価格安定対策に取り組めるようにするなど、国が責任をもって再造林できる原木価格の保障に取り組むよう求め</p>	<p>木材価格の安定のためには、安定的な需要と供給体制づくりが必要であり、木造公共施設整備、木質バイオマスのエネルギー利用等の需要拡大、乾燥材等の供給及び低コスト林業の推進に引き続き取り組んでいく。又、人工林の皆伐再造林の促進のため、低コストで収益の上がる施業体系について当初予算で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（木造公共施設）280, 500千円</li> </ul>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造公共施設等整備事業 23,000千円</li> <li>・低コスト林業機械リース等支援事業 107,241千円</li> <li>・鳥取県産材製品安定供給体制構築事業 12,248千円</li> <li>・皆伐推進モデル事業 1,593千円</li> </ul>
<p>②森林整備加速化・林業再生基金のより充実した新たな予算確保</p> <p>・森林整備の迅速化と効率的な実行にむけて、路網整備、高性能林業機械の整備、加工流通施設の整備、公共施設の木造化の促進等、より効果的な予算措置の中長期的な取り組みをすること。</p>	<p>鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業の継続と内容の拡充について、当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業 2,231,280千円</li> </ul>
<p>③森林経営計画の作成条件を緩和し、申請・認定・変更等の手続きの簡素化、計画にもとづく施業がより優位となるよう制度の改善を求めること。</p>	<p>森林経営計画の作成条件の緩和については、現在、国において新たな面積基準を設定するなどの見直しが進められているとともに、手続きの簡素化についても、これまで間伐実施年度の変更事務や共同計画の変更事務の減少が図られており、引き続き、現場の実態を把握、必要があれば国へ要望していきたい。また、森林経営計画に基づく施業が促進されるための措置について、引き続き、当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備のための地域活動支援事業 88,150千円</li> </ul>
<p>④森林施業プランナーの活動に対する助成を拡充し人件費ができるようにすること。プランナーの普及・啓発を促進するための仕組みをつくること。</p>	<p>森林施業プランナー育成のための研修については、当初予算において、引き続き検討する。また、森林施業プランナーの活動に対する助成や普及・啓発を促進するための仕組みについては、現場の意見を聞きながら検討してみたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（森林・林業人材育成加速化事業）60,000千円</li> </ul>
<p>⑤現在の木材価格では間伐材精算の採算性がとれないため、間伐材搬出促進費の継続と増額をすること。</p>	<p>県産材の搬出支援については、当初予算において、引き続き検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材搬出等事業 672,000千円</li> </ul>
<p>⑥山村の高齢化の進展で森林の境界がわからない状況が急速に進んでいる。森林境界の明確化及び地籍調査等の作業が解決・完了できるようにするための予算を確保すること。</p>	<p>森林の境界明確化活動及び地籍調査の支援について、引き続き、当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（森林境界明確化）40,700千円</li> <li>・国土調査事業 759,163千円</li> </ul>
<p>⑦更なる低コスト林業の実現をめざし、森林の団地化を進め高性能林業機械と高密度な路網整備を組み合わせた効率的な生産基盤の整備・施業を実施するため、林業専用道と合わせて地域の実情に応じた路網の整備を目的に14000円/m定額の基幹作業道の整備に必要な予算確保をすること。</p>	<p>基幹作業道（14,000円/m）の整備については、当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（林内路網整備）972,000千円</li> </ul>
<p>⑧高性能林業機械の導入による低コスト林業促進のため、機械購入・リース・レンタル等の予算措置の継続</p>	<p>機械購入・リース・レンタル等の継続と拡充については、当初予算において、引き続き検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト林業機械リース等支援事業 107,241千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
と拡充をはかること。	・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（高性能林業機械） 80,900千円
⑨森林組合管理の林業専用道についても巡視管理費の助成措置をすること。	森林組合の林業専用道の現状等について、森林組合と協議してみたい。
⑩国産材の利用を促進するため、法規制や木材関連の設計法・基準値の見直しを求め、木の文化に根ざした日本建築の伝統木構法や軸組構法、建築技術者の育成、建築材への国産材勝ち用の普及・啓発活動実施の取り組みを強化すること。	木材の利用を促進するため、国において木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性のある建築確認制度等の構築のあり方について検討が行われており、次期通常国会において建築基準法等の関連法規の改正が議論される予定と聞いている。この動向を注視しつつ、関係団体等の意見を聴いた上で、伝統木構法や軸組工法、建築技術者育成も含めて必要な対策を検討したい。
⑪木質バイオマス発電等、事業の長期継続化に向けた、原料供給に必要な原木の搬出費や運搬費の長期的な助成措置、木材破砕機、乾燥施設、加工施設装置設置等に必要な予算の維持・拡充をすること。	木質バイオマス原料の輸送費支援等について、平成25年度鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（繰越予算）により支援を行うこととしている。
⑫公共施設、特用林産施設、農業・園芸施設のバイオマスボイラー設置、熱電併給施設への助成措置の拡充をはかること。	木質バイオマス熱利用の施設整備に対する支援について、当初予算において検討している。 ・木質バイオマス熱利用推進事業 54,500千円 ・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（木質バイオマス利用施設等整備） 32,500千円
⑬林業従事者の安全と効率的な作業確保のため、携帯電話の不通地域における移動通信システム基地局等の早期整備を図るとともに、森林作業者の安全管理と衛生管理を目的とした助成措置の継続・拡充をはかること。	緊急時に必要となる携帯電話の不感地区の解消に向けて、引き続き事業体等と協議していくこととしている。また、労働災害の防止等に向け、安全講習の受講や安全防護具等の購入及び安全衛生指導等に要する経費の助成について、引き続き、当初予算において検討する。 ・森林整備担い手育成対策事業 16,633千円 ・林業労働者福祉向上推進事業 5,970千円 ・林業労働力確保総合対策事業 1,629千円
⑭森林林業の担い手育成や運営指導にとって鳥取県林業担い手育成財団の役割は重要であり、対応強化のための予算措置を講じること。	財団が実施する共済年金掛金助成及び年末一時金支給助成の事業執行について、資金の不足がないよう市町村、森林組合等と連携し、継続的な支援を検討している。また、公益法人移行により、基本財産の活用について財団独自の意思決定が可能となっており、運営体制の強化等抜本的な対策については、基本財産のあり方を含め検討することが適当と考えている。 ・林業労働者福祉向上推進事業 5,970千円
⑮5月26日に開催された全国植樹祭にちなんで、「鳥取県森林の日」の制定を検討すること。	平成26年度以降の鳥取県植樹祭は、5月26日の直近の日曜日開催することを検討しているが、「鳥取県森林の日」の制定については、今後関係者とよく協議したい。
(5) 漁業	
①魚価安定対策を強化し、現行の共済「積立プラス」制度の充実を図るよう求めること。	現行の共済「積立プラス」制度の成果を注視しつつ、必要に応じて制度の充実を国に働きかけていきたい。
②漁船の燃油価格対策は直接補填制度を創設すること。	燃油価格対策については、本年度、国の漁業経営セーフティーネット構築事業が拡充されたことから、漁協と連携しながら一層の加入促進に努めていきたい。なお、県による直接補填制度の創設につ

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	いては、考えていない。
③新規漁業者の就業制度を充実させること。新規就業者の就業資金は一定期間就業すれば返還不要となるように改善すること。	漁業研修支援資金貸付事業については、研修に必要な経費（研修資金・資材資金・資格取得資金）を無利子で融資するものであり、研修が終了し着業後5年間は償還を据え置き、その後は従事年数に応じて償還を免除し、10年従事すれば全額償還を免除している。
④水産振興協会関係 境港お魚ガイド活動支援事業を発展させるため、専門ガイド人件費及び取り組み経費を支援すること。	専門ガイドの人件費・取り組み経費については、境港お魚ガイド活動支援事業で支援しており、引き続き支援するよう、当初予算において検討している。 ・境港お魚ガイド活動支援事業 2,508千円
⑤県漁協関係	
○栽培漁業地域支援対策事業（種苗購入、種苗放流事業、美保湾ヒラメ試験放流サポート）を継続すること。	栽培漁業地域支援対策事業については、沿岸漁業の振興を図るため、継続実施するよう当初予算において検討している。 ・栽培漁業地域支援対策事業 13,908千円
○ギンザケ養殖支援事業を拡大し、新たな特産品としての定着・販売拡大を図るため、支援すること。	ギンザケ増産により新たな特産品としての定着が期待できることから、生産拡大のための養殖施設整備に対する支援を当初予算において検討している。 ・ギンザケ養殖支援事業 16,084千円
○漁船漁業流通・付加価値化対策事業（定置網漁業導入支援：網の購入支援：御来屋の定置網業の拡大）、活イカブランド出荷システムの実証を継続すること。	定置網漁業導入支援及び活イカブランド出荷システムの実証試験を引き続き行うよう、当初予算において検討している。 ・定置網漁業導入支援事業 13,400千円 ・活イカブランド出荷システム実証試験 926千円
○県産魚の消費拡大対策事業として、県産魚ファストフィッシュ加工や産地加工の支援を促進し、県産魚の消費拡大や販売拡大につなげること。	消費地バイヤーから商品評価の高い県産魚の産地一次加工品（県産魚ファストフィッシュ）の生産・販売促進を図るため、県内水産加工業者が行う、産地情報・商品提案システムの構築、鮮魚加工人材育成研修、新しい流通システム構築に対する支援について、当初予算において検討している。 ・鳥取県版ファストフィッシュ生産促進事業 3,112千円
○漁場環境整備事業（水産基盤の整備：イワガキ増殖場の整備、藻場造成事業（アラメ・クロメの藻場造成活動促進）、フロンティア漁場整備事業（国が行うズワイガニ・アカガレイの保護育成礁設置負担金）を継続すること。	豊かな海・漁場を再生するために漁業者等が行う藻場造成活動（アラメの移植や食害生物の除去等）への支援については、新たに設けられる国事業活用による実施を検討して。また、県内9地区において沿岸漁業の重要資源であるイワガキの資源増大を図るための増殖場整備（水産基盤整備事業）、ズワイガニ、アカガレイの保護育成礁設置（フロンティア漁場整備事業：国直轄事業）については、継続実施するよう当初予算において検討している。 ・水産基盤整備事業 280,000千円 ・フロンティア漁場整備事業負担金 32,346千円
○6次産業化促進事業（漁業者・漁協が行う加工・直販に必要な施設整備等の支援）や、県漁協の保冷库導入支援を継続すること。	漁業者・漁協等が行う6次産業化の取組については、とっとり発！6次産業化総合支援事業により引き続き支援をしていきたい。 ・とっとり発！6次産業化総合支援事業 63,124千円
○国が漁村の活性化プランの作成を求めており、そのための事業（地域活力の向上：コスト削減及び漁	漁村地域の所得や経営力の向上を図るため、「浜の活力再生プラン」の作成に取り組むよう漁業関係者や市町村と検討を進めていきたい。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>獲物の高付加価値化による所得向上等、浜の活性化を図る計画策定にかかる取り組み支援)を行うこと。</p>	
<p>○省エネ等経営改善に資する機器への転換支援（漁業経費の高騰、魚価の低迷による漁業収入の減少）を継続すること。</p>	<p>国が平成25年度補正予算で、漁業者グループが行う省エネ効果の高い機器類（LED集魚灯、省エネ機関等）の導入費用に対する補助制度（省エネ機器設備等導入推進事業）を創設したことから、県としては、国事業の活用を促していきたい。</p> <p>なお、漁船用機器の導入については、引き続き漁業経営能力向上促進事業での支援を検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営能力向上促進事業 2,000千円</li> </ul>
<p>○省エネエンジン購入経費等の支援を継続し、65歳以上、70歳まで対象とすること。（船はその後引継ぐことができる）。</p>	<p>省エネエンジン購入経費等の支援については、国事業の活用を促していきたい。</p> <p>また、漁船用機器の導入については、引き続き漁業経営能力向上促進事業で支援するとともに、国事業で対象とならない省エネエンジンの交換について、必要に応じて補正予算による対応を検討することとしたい。</p> <p>なお、漁業経営能力向上促進事業の年齢制限の緩和については考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営能力向上促進事業 2,000千円</li> </ul>
<p>○沖合底曳き網漁業生産体制の存続（漁協が行う漁船リース事業や中古船にかかる機器整備等の支援要望）を求めること。国のリース事業が復活しない場合、県独自にリース事業を創設すること。（新規就業者向け制度のように）</p>	<p>平成24年度で終了した国の「担い手代船取得リース事業」の復活について、平成25年7月及び11月に水産庁に対し要望活動を行ったが、鳥取県以外に事業の活用が見込まれず、復活は困難との回答であった。</p> <p>本県の主要漁業であり、日韓暫定水域等の問題により苦しい経営状況にある沖合底びき網の振興策について、今後も国に要望してまいりたい。</p> <p>なお、機器整備等については、県事業である「沖合底びき網漁業生産体制存続事業」により支援を行っており、引き続き当初予算において検討しているが、県独自のリース事業の創設については考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合底びき網漁業生産体制存続事業 36,614千円</li> </ul>
<p>○就業チャレンジ体験トライアル事業を継続すること。</p>	<p>漁業就業チャレンジ体験トライアル事業については、継続実施するよう当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業就業チャレンジ体験トライアル事業 6,214千円</li> </ul>
<p>○漁業経営開始円滑化事業（漁業研修を終了した新規就業者に漁協がリースする新船または中古漁船、機器等の経費を助成）を継続すること。</p>	<p>国が平成25年度補正予算で、新規就業者の独立支援策として、漁業構造改革総合支援事業（もうかる漁業沿岸版：中古漁船リースも対象）を創設したことから、県としては、国事業の活用を促していきたい。</p> <p>なお、国事業の対象とならないケースについては、当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営開始円滑化事業 15,001千円</li> </ul>
<p>○県産魚PR事業（県内外にPRして高付加価値化）を継続すること。</p>	<p>鳥取県産魚PR推進協議会が行う県産魚の消費拡大、ブランド化のための活動に対する支援を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食のみやこ鳥取県推進事業（発見・体験「食のみやこ」推進事業）</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
	(県産魚ブランド発信事業) 1,600千円
○鳥取港機能整備事業(第4防波堤を嵩上げするなどして、合わせて係船岸壁の増設で入港船の増加を図る)を継続すること。	鳥取港の第4防波堤の嵩上げ及び係船岸壁の増設については、現時点において越波の影響や係留岸壁の不足はないと考えている。今後、越波の状況や漁船の利用実態、将来の見込みなどにより、必要があれば検討していく。
○港内浚渫工事(当組合各支所漁港の浚渫工事)を継続すること。県事業が鳥取市事業になったので予算確保が必要である。	県管理漁港・港湾においては緊急性等を踏まえながら必要な浚渫工事を継続していく。また、県による財政支援については、要望の趣旨は理解するが、市への財政支援は困難である。
○漁業共済掛金軽減事業支援を継続すること。	漁業共済掛金助成事業による継続支援については、当初予算による対応を検討している。 ・漁業共済掛金助成事業 5,100千円
(6) 建築・建設関係	
①木造住宅供給の担い手・人材育成のため、「木造住宅の高度な省エネ施工の講習」、「木造住宅の耐震診断・耐震改修技術の講習」、「リフォーム診断・修繕計画策定・施工技術の講習」、「長期優良住宅施工の技術講習・実技指導」、「手刻み加工や墨付け等の伝統的な技術での施工者育成の技術講習や実技指導」を行う者への費用を支援すること。	従来から耐震改修技術者養成講習会、省エネ技術講習会等を建築関係団体と連携して実施するとともに、技能継承を目的とした研修、講習等の開催費用にかかる団体補助も行っており、今後も各団体と連携を図りながら、木造住宅供給の担い手・人材育成支援に引き続き取り組んでいく。 ・住宅・建築物耐震化総合支援事業(耐震化支援環境整備事業) 2,188千円 ・伝統建築技能者団体活動支援事業 4,100千円
②若年技能者人材育成事業を発展させ、「認定職業訓練校等の訓練生募集経費」への助成と、人材育成のための学校教育との連携強化をはかる事業を検討すること。	認定職業訓練校の訓練生募集経費については、引き続き支援する。また、技能振興フェアで小中高生を対象に作業体験に要する経費を支援している。 ・技能振興事業(認定職業訓練助成事業補助金) 14,243千円 ・技能振興事業(とっどりの技能魅力発信事業補助金) 1,000千円
③地域材・県産材を使って住宅造りできる職人コーナー・鳥取マイスター制度の取り組みを支援すること。	関係団体の意見を聞き、木造住宅等の普及促進にも繋がるようなものであれば検討したい。また、技能振興の観点から人材育成及び高度熟練技術者等に対して表彰等を行っているところである。
④木の住まいづくり助成事業や耐震改修など地元職人が関われる事業があるが、設計段階から職人が関わらないと技術の継承につながらない。連携できるしくみを構築すること。	木造住宅は、以前は建築大工が建築主からの依頼を元に設計から資材調達、施行まで請け負っていたが、最近は分業化が進んだことで設計に携わらない大工が多くなっている。 木造住宅は大工の伝統的な技術の上に成り立っている構法であり、建築大工がもっと設計に関わったり、設計者も伝統的な技術を踏まえた設計をすべきものと認識しており、関係団体との意見交換等を行った上で連携に必要な支援があれば検討したい。 ・住宅・建築物耐震化総合支援事業(耐震化支援環境整備事業) 2,188千円
⑤単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の補助率を見直し、市町村及び受益者負担を実現可能な負担割合とすること。	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業は、保全人家5戸未満の危険箇所土砂災害を未然に防ぐために平成24年度に創設したもので、同様の事業を全国で10県程度が実施しており、その大半の県の補助率は1/2～1/3である。本県では地元(個人)負担を除いた事業費の1/2を市町村に対して補

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>助するものであり、県としては技術支援をしながら、まずは制度の利用拡大を図りたいと考えている。</p> <p>なお、平成25年度には2市町の利用があり、今後実績を重ねる中で、必要に応じて制度改善について検討していく。</p> <p>また、受益者負担についても、今年度から、市町が個人負担金を現状から低減した場合にその低減額の1/2を県が補助する制度を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単県小規模急傾斜地崩壊対策事業 55,850千円</li> <li>・急傾斜地崩壊対策事業における個人負担低減補助事業及び利子補給事業（急傾斜地崩壊対策事業費補助金） 4,167千円</li> </ul>
⑥建設業協会関係	
<p>○最低制限価格の更なる引き上げ、低入札調査基準価格の更なる引き上げ、設計労務単価の更なる引き上げ、ダンピング対策の徹底で、収入の確保をはかること。</p>	<p>最低制限価格（平成22年8月）・調査基準価格（平成25年7月）の引き上げによる低価格入札の防止や、設計労務単価の引き上げ（平成25年4月）、施工箇所が点在する場合の間接工事費の算出方法の見直し（平成25年12月）などに取り組んできたところである。</p> <p>今後も、より実態に即した予定価格の設定に努めるとともに、建設労働者の適切な賃金水準確保の取組の更なる徹底や下請けへのしわ寄せ防止対策の強化に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設技能労働者の労働環境改善と若年者の確保・育成事業 4,564千円</li> </ul>
<p>○入札不調が多くなっている理由のひとつに、急速な原材料の値上がりで受注しても赤字がでることへの嫌気感がある。実態に合った予定価格にすること。</p>	<p>材料単価は、全ての資材について年2回の全面改定を行うとともに、主要な資材は変動状況に応じて毎月更新するなど、市場取引の実例単価の変化を速やかに積算に反映させ、予定価格を算出しており、今後とも適切な運用に取り組んでいく。</p> <p>また、契約後において、主要な材料単価が著しく変動した（対象資材の増減が対象工事費の1%を超える）場合については、請負金額の変更を請求することができる。（単品スライド）。</p>
<p>○危険個所の防災・減災対策及び老朽化対策を計画化し、地元業者に計画的に発注すること。</p>	<p>危険箇所の防災・減災対策は、河川改修や砂防施設などのハード対策や災害情報の迅速・適格な情報提供などのソフト対策について、「選択と集中」の観点から、また、老朽化対策は、各施設の長寿命化計画等に基づき、当初予算において計画的に取り組んでいく。</p> <p>また、これらの事業は、「鳥取県産業振興条例」、「鳥取県建設工事等入札基本方針」に基づき、地元業者への優先発注を行う。</p> <p>なお、防災・減災対策及び老朽化対策をより一層計画的に推進するため、平成25年12月に公布施行された「国土強靱化基本法」に基づく「県版国土強靱化地域計画（公共インフラ）策定」について、当初予算による対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県版国土強靱化地域計画（公共インフラ）策定事業 11,222千円</li> </ul>
【原発・エネルギー・環境】	
<p>(1) 原発</p> <p>政府は昨年12月原発を「基盤となる重要なベース電源」として将来にわたって維持・推進し、再稼働を進めるとした、「エネルギー基本計画」を発表し、閣議</p>	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>決定しようとしている。現在中国電力の島根原発2号機もふくめて全国48基のうち16基が再稼働申請を行っている。六ヶ所村再処理工場の稼働申請もされた。新規制基準の基準そのものが、福島原発事故の教訓にたったものでなく、しかも放射能汚染水が解決どころか、深刻さは一層増している。</p>	
<p>①子子孫孫、世界の環境を守るためにも原発は即時廃炉にするよう、政府に求めること。</p>	<p>原子力発電所については、その安全確保とともに、再稼働等について周辺地域の意見を聞くこと、国が責任をもって判断し、国民に説明すること等を国に対して要望している。 原子力発電所の取扱いをどうするかということについては、国全体のエネルギー政策に関わる事項であり、国において適切に判断し、説明責任を果たすことが必要である。</p>
<p>②原発の輸出に反対すること。</p>	<p>国全体の産業政策に関わる事項であり、国において判断し、説明責任を果たすことが必要である。</p>
<p>③島根原発再稼働と3号機の稼働に反対すること。</p>	<p>再稼働等については、国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明することを要望している。※平成26年1月14日、平成25年12月18日・19日ほか 国要望</p>
<p>④もともと安全対策が不十分な「新規制基準」にもとづく安全審査の結果を容認しないこと。審査内容を、逐一住民と議会に丁寧に説明し、住民の意見を聞くこと。</p>	<p>福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ることを国に対して要望している。※H25年12月18日・19日ほか 国要望 島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査については、国に対し、宍道断層評価やフィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査を行い、その内容や審査結果を鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民に対して分かりやすく説明することを要望している。※平成26年1月14日 国要望 中国電力に対しては、審査状況等について住民説明会の開催や分かりやすく丁寧な説明を強く求めている。</p>
<p>⑤中国電力との安全協定は、島根県と同等となるよう交渉すること。</p>	<p>平成25年11月21日に中国電力から安全協定に基づき新規制基準適合申請に関する事前報告（2号機の設置変更許可申請）がなされたことを受け、12月17日に安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては今回最終的な意見を留保した上で、再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応をすることを求めた。あわせて安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう強く求めたところであり、引き続き中国電力に改定を求めていく。なお、平成25年3月15日の中国電力からの回答文書で、協定の運用面については、立地自治体と同様であることを確認している。</p>
<p>⑥被災避難者の健康管理ができるよう支援すること。</p>	
<p>(2) 淀江産廃処分場</p>	<p>事業主体である環境プラント工業（株）と（公財）鳥取県環境管理事業センターは、事業計画に地</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>住民から指摘された80項目に対する訂正は一部にしか公にされていない。いかにずさんな環境アセスであったかの反省も、6自治会住民への説明もない。合意を進めるためには足しげく通う3者だが、まったく誠意が感じられない。基本計画もなく税金投入が先行している(環境アセスなど)が、原点に戻し計画を中止すること。</p>	<p>元意見を反映させるため、施設整備の概要や生活環境影響調査(案)等について事前説明を行い、提出された疑問等に対しては追加調査を行うとともに、生活環境影響調査結果(案)の妥当性を確認するため専門家による検証を行うなど誠実に対応している。</p> <p>今後、事業主体は、地元6自治会に対して事業計画(案)の説明を行う予定であり、その際に生活環境影響調査の追加調査や検証結果等についても丁寧に説明を行い、計画を着実に進めていくこととしている。なお、基本設計については、環境プラント工業(株)が生活環境影響調査に先立って平成22年3月に作成しており、同社の事務所で閲覧可能である。</p>
<p>(3) 東部広域可燃物処理施設は、業者選定もこれからであり、環境影響評価をしっかりとチェックすること。</p>	<p>東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価書については、環境保全の見地からの修正の必要は認められないものの、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式等決定後の比較検証結果を報告すること、環境保全の見地から住民意見に対する十分な説明や誠意ある対応を行うこと及び事業計画の進捗の節目ごとに環境影響の変化に見込みを報告することなどを内容とする通知を、事業者に対して行った。</p> <p>今後も条例の規定と同等の手続きを実施することにより、処理方式等決定後の比較検証結果等を厳正に検証していきたい。</p>
<p>(4) 太陽光・小水力発電など自然エネルギー推進のため、100%自給できるモデル地域作りへの支援をすること。</p>	<p>太陽光発電設備の導入支援や小水力発電などを計画する事業者が行う事業可能性調査への支援等を実施しており、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進していくことで、県外の大規模集中型電源への依存度を下げ、地域におけるエネルギーの地産地消を進めていきたい。</p>
<p>(5) ペレットストーブや薪ストーブの設置支援を拡充すること。県有施設での自然エネルギー利用を一層促進すること。寒いと意見が出ている県民文化会館ロビーにペレットストーブを置いて啓発すること。</p>	<p>平成16年よりペレットストーブを公共施設に導入しており、平成25年12月に、県立農業大学校に木質バイオマスの熱利用のモデル施設として木質チップボイラーと農業用ペレットボイラーを設置したことで、県有施設への導入は進んだものと考えている。今後は、住宅用ペレットストーブや薪ストーブの設置支援を行い、広く民間主体で導入が進むように検討している。なお、県民文化会館ロビーにおけるペレットストーブ設置については、施設指定管理者である鳥取県文化振興財団から現時点で予定はないと伺っている。</p> <p>・地域エネルギー資源活用支援事業(薪ストーブ等の導入補助)3,800千円</p>
<p><b>【地方自治】</b></p>	
<p>(1) 地方自治を破壊・変質させる道州制導入に反対すること。</p>	<p>道州制は、国と地方のあり方、統治機構のあり方を抜本的に変えるものであり、国民的議論が必要である。単なる数あわせの都道府県合併とならないよう、今後も国の動きを注視し、必要に応じて国に対して意見を述べていきたい。</p>
<p>(2) 住民自治に逆行し、道州制に道を開く関西広域連合から脱退すること。</p>	<p>関西広域連合は、ドクターヘリの共同運航、山陰海岸ジオパークを含む観光の海外プロモーションなど、県境を越えたサービスの提供、事務の共同化により、単独で行うよりも大きな効果を出しているところであり、今後ますます多様化する住民ニーズや、広域化・グローバル化する住民生活や経済活動に対応していくためにも、関西広域連合からの脱退は考えていない。</p>